

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定			
1 地域の自殺の実態を分析する														
(1) 地域に即した調査・分析の推進														
① 自殺対策に関する統計的研究及び情報提供														
	001 人口動態統計や自殺統計による自殺者の実態分析	県は、「人口動態統計」「自殺統計」を、県、保健福祉事務所及びセンター、市町村のそれぞれの地域エリアごとに分析して、重層的な実態分析に取り組みます。	「人口動態統計」「自殺統計」を、委託にて分析を行い、県、保健福祉事務所及びセンター、市町村のそれぞれの地域ごとに分析を行なった。									「人口動態統計」「自殺統計」を迅速に、正確に分析を行う	「人口動態統計」「自殺統計」の分析を実施	精神保健福祉センター
	002 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供を行った。									「人口動態統計」「自殺統計」を迅速に、正確に分析を行い、情報提供をする。	「人口動態統計」「自殺統計」の分析を実施。	精神保健福祉センター
	003 関係機関、民間団体との連携による情報収集、実態分析	自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等の実践から、関係機関や民間団体と連携し、情報収集や統計的な分析を行い、地域における効果的な自殺対策の推進に取り組みます。	自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等の実践から、関係機関や民間団体と連携し、情報共有を行い、地域における効果的な自殺対策の推進に取り組んだ。									様々な機関と連携し、随時、情報共有を行い、自殺の実態を把握に努める	様々な機関と連携し、随時、情報共有を行い、自殺の実態を把握に努める	精神保健福祉センター
(2) 情報収集提供体制の充実														
① 国、市町村、関係機関、団体と連携し、情報収集及び提供、相互の活用														
	004 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供【再掲】	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供した。									市町村に随時提供をする	「人口動態統計」「自殺統計」の分析を実施し、市町村に随時提供をする。	精神保健福祉センター
	005 地域自殺実態プロフィール等の情報提供	国が設置する自殺総合対策推進センターが作成する「地域自殺実態プロフィール」を基に、効果的な対策を考察して、市町村へ情報提供することに取り組みます。	国が設置する自殺総合対策推進センターが作成する「地域自殺実態プロフィール」を基に、統計の見方や効果的な対策を考察して、市町村へ情報提供することを行った。									「地域自殺実態プロフィール」がいつまで継続的に作成されるか不明。	自殺総合対策推進センターが作成する「地域自殺実態プロフィール」の提供をもとに、分析、情報提供を行う。	精神保健福祉センター
② 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への情報提供														
	006 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への提供	県警察本部の情報提供により自殺の年代、動機等を知ったうえで適切な対応や対策ができるよう、県内で発生した自殺と断定した自殺者数について、正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組みます。	正確な確定値を関係行政機関へ情報提供を実施した。									統計数値の情報提供になるため、課題になる案件はなし。	引き続き、正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組む。	人身安全対策課
2 自殺対策に関する普及啓発を推進する														
(1) 県民に対する普及啓発事業の実施														
① 自殺対策に関する普及啓発														
	007 自殺予防週間等における自殺対策街頭キャンペーン・講演会の実施	県、市町村、民間団体は協力して、自殺予防週間を中心に、街頭キャンペーン及び自殺対策講演会を開催し、県民への普及啓発に取り組みます。	・自殺対策街頭キャンペーンを、9月10日に小田原駅東西自由連絡通路にて開催。神奈川県、小田原市、かながわ自殺対策会議構成機関のスタッフ等58名が、啓発物品及び講演会開催チラシ等を3,000部配付。 ・神奈川県・小田原市自殺対策講演会を、9月21日小田原市保健センターにて開催。127名が出席した。	全ての保健福祉事務所管内(8箇所)で街頭キャンペーン・講演会を実施する。	○	8箇所	4箇所	4箇所	5箇所	0.0%	E	講演会については、一般県民を対象としているため、自殺対策について伝えながらも、県民の参加意欲を高めるタイトルや内容の検討を続け、周知を行っていく必要がある。	未開催管内である伊勢原地域において、自殺対策街頭キャンペーン及び自殺対策講演会を開催予定。当該地域の自治体等を協議を行ないながら、開催準備を進めていく。	精神保健福祉センター
	008 リーフレット等を活用した県民への周知	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、自殺対策街頭キャンペーン等で配布し、県民への普及啓発を行った。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。	○	毎年度3,000部配布	3,000部	3,000部	3,000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また、自殺の危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要のため、今後も普及啓発をしていく。特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取り組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図る。	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定			
	009 自殺対策強化月間におけるCM等の配信	自殺予防週間や自殺対策強化月間において、若年者の関心がある映画の上映時に、自殺対策関連のCMを配信する等、若年者層が相談窓口等をより利用しやすくなるよう、取組みを進めます。	「こころナビ かながわ」の周知CMを9月に厚木・平塚・綾瀬営業所管内で、3月に藤沢・茅ヶ崎・平塚営業所管内で、計240台のバス車内デジタルサイネージ広告にて放映した。		5年間で650台のバス広告掲出	0台	240台	130台	184.6%	A	バス車内のデジタルサイネージ広告は一定の効果認められるものの、「こころナビ かながわ」の周知CMは作成後、数年経過していることから、将来的に新たなコンテンツの作成等を検討する必要がある。	今年度は9月と3月の計2か月間、バス車内デジタルサイネージ広告を実施したが、来年度に際しても少なくとも1か月間は実施見込みである。	がん・疾病対策課	
	010 鉄道会社と連携した鉄道構内等での普及啓発の実施	自殺予防週間を中心に、鉄道会社等の協力により、駅構内ディスプレイにおいて自殺対策関連のCMを放映する等、あらゆる世代が自殺対策への関心と理解を深めることができるよう取り組まします。	小田急電鉄の協力を得て、鉄道駅26駅舎構内の運行情報ディスプレイにおいて、自殺予防週間の9月及び自殺対策強化月間の3月に、当該作成の自殺対策関連CMを放映したほか、ポスター掲出を行った。 実施時期：①平成30年8月16日～9月30日 ②平成31年3月16日～31日		毎年度20駅舎以上	26駅舎	26駅舎	20駅舎	130.0%	A	予算化は困難であるため、鉄道会社からの協力支援が不可欠である。	引き続き、協力を得られるよう、鉄道会社との連携を深め、関係性を構築していく。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター	
	011 九都県市での自殺対策普及啓発の実施	九都県市による連絡調整会議を通じて、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における共同の取組みを進めます。また、他都県市に対して、県が作成した自殺対策関連のCM素材の活用を呼びかけるなど、広域的な普及啓発の取組みを強化します。	九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議をさいたま市で行い、会議内容を踏まえて、九都県市が一体となり、街頭キャンペーンや自治体HPにて普及啓発活動を行った。		毎年度九都県市の調整会議を開催	1回	1回	1回	100.0%	A	九都県市が時期を揃えて普及啓発活動を行っているものの、例えば複数の自治体に乗り入れをしている電車に九都県市で普及啓発広告を掲出する等、事業実施の面でさらなる連携構築が求められる。	連絡調整会議(東京都で開催予定)にて情報共有を行い、今年度と同様、九都県市が一体となり、街頭キャンペーンや自治体HPにて普及啓発活動等を行う。	がん・疾病対策課	
② 地域における自殺対策に関する普及啓発														
	012 保健福祉事務所・センターにおける講演会の実施	地域における自殺対策の普及啓発として、保健福祉事務所・センターにおいて、自殺対策に関連した講演会や普及啓発活動等の取組みを強化し、地域における普及啓発の推進を図ります。	【平塚保健福祉事務所】地域自殺対策検討会・研修会、ゲートキーパー講座、普及啓発(チラシ配布、展示コーナー等) 【平塚保健福祉事務所素野C】地域自殺対策検討会、自殺未遂者支援研修 【鎌倉保健福祉事務所】「いきるを支える鎌倉・逗子・葉山」研修会・キャンペーン 【鎌倉保健福祉事務所三崎C】三浦市との連携協力(キャンペーンの実施、こころサポート講座) 【小田原保健福祉事務所】出前講座、検討会、研修会、キャンペーン 【小田原保健福祉事務所足柄上C】研修会、ゲートキーパー出前講座 【厚木保健福祉事務所】ゲートキーパー研修、自殺対策研修会 【厚木保健福祉事務所大和C】検討会、研修会、ゲートキーパー研修									特に精神保健福祉分野では、地域包括ケアシステムに基づく退院後支援など、保健福祉事務所に求められる役割や業務量が増加傾向にあることから、限られたマンパワーの中で自殺対策をいかに効率的・効果的に進めていくかという点が課題である。	引き続き、各地域において、それぞれの特性や実情に応じた取組みを、管内市町村等のニーズを把握したうえで、連携・協力しながら進めていく。	保健福祉事務所・センター
	013 リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、県民への普及啓発に取り組まします。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、自殺対策街頭キャンペーンで3,000部配布し、県民への普及啓発を行った。		毎年度3,000部配布	3,000部	3,000部	3,000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また、自殺の危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要のため、今後も普及啓発をしていく。特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取り組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図る。	精神保健福祉センター	
	014 生涯学習指導者研修	生涯学習指導者研修の中で、市町村や県の職員を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。	社会教育行政担当者やPTA等の社会教育関係団体指導者の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、家庭・地域等における人権尊重の意識の高揚と人権教育の推進を図ることができた。		生涯学習指導者研修を毎年度2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	市町村や社会教育関係団体のニーズを踏まえた研修内容の充実を図るとともに、研修による県と市町村の連携を強化する必要がある。	今後も引き続き、生涯学習指導者研修の中で、市町村や県の職員を対象に人権教育を実施することで、人権問題に対する正しい理解と認識を深めていく。	生涯学習課	
	015 教育事務所人権教育研修講座(社会教育関係団体指導者等)	教育事務所人権教育研修講座の中で、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。	社会教育行政担当者やPTA等の社会教育関係団体指導者の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、家庭・地域等における人権尊重の意識の高揚と人権教育の推進を図ることができた。		教育事務所人権教育研修講座を毎年度4回開催	4回	4回	4回	100.0%	A	市町村や社会教育関係団体のニーズを踏まえた研修内容の充実を図るとともに、研修による県と市町村の連携を強化する必要がある。	今後も引き続き、教育事務所人権教育研修講座の中で、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に人権教育を実施することで、人権問題に対する正しい理解と認識を深めていく。	生涯学習課	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安÷(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値÷(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

大柱－中柱－項目	構成施策事業		実績	進捗状況							課題	次年度の方向性(令和元年度分)	所管課		
	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度	判定
③ インターネット・SNS等を利用した情報発信															
	016 ホームページによる情報発信	「社会の問題」として総合的に取り組むことが必要な自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、県ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や関連情報を積極的に発信します。	【がん・疾病対策課】九都県市の自殺対策強化月間である9月及び3月を中心に、ホームページの更新を随時行い、自殺対策にかかる普及啓発関係イベントや、最新データの掲載等、情報発信に努めた。 【精神保健福祉センター】県ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や関連情報を積極的に発信した。									【がん・疾病対策課】見やすいページづくりに努める必要がある。 【精神保健福祉センター】ここに悩みのある若者には、ホームページを工夫をし、相談窓口につながりやすいようにする。	【がん・疾病対策課】引き続き、最新の情報を掲載できるよう、適切な維持管理を行う。 【精神保健福祉センター】ここに悩みのある若者には、ホームページを工夫をし、相談窓口につながりやすいようにする。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター	
	017 ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営	特に、若年者層に対する自殺予防を重点的に取り組むため、気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若年者層が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	パスのデジタルサイネージや県内学生ポータルサイト、ME-BYOカルテ等で積極的なアプリの周知を行った結果、平成30年度は総アクセス件数が53,599件となり、昨年度の42,542件を上回る結果となった。	アクセス数累計 300,000件(平成28～34年度)	○		300,000件	78,000件	173,203件	128,400件	188.9%	A	当該アプリは平成28年から運用を開始したが、レイアウトの更新等は行っているものの、コンテンツの更新は行っておらず、ユーザー離れが進んでいることから、新たなコンテンツの作成等も視野に入れる必要がある。	「こころナビ かながわ」の周知に昨年度同様力を入れつつ、上記課題を踏まえ、新たなコンテンツの作成等に向けた情報収集や必要に応じて予算措置を行う。	がん・疾病対策課
(2) 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施															
① 自分の大切さ、他者の大切さを認める教育への取組み															
	018 教科指導等における心身の健康づくりの教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達と健康づくり、ストレス対処及び疾病予防に関する取組みや教育実践を支援します。	・学習指導要領において、小学校では、病気やけがの予防や、心の発達及び不安や悩みへの対処について理解し、簡単な対処をすることをとり上げるようになる。 ・中学校や高等学校の保健体育では、「現代社会と健康」の中で、健康の保持増進と生活習慣病などの予防には、調和のとれた生活を実践する必要があることを内容として取り上げることになっている。また、高等学校では、精神の健康を保持するためには、欲求やストレスに適切に対処すること等も取り上げることになっている。 ・各校における取組や教育実践を支援した。									児童生徒は、生涯にわたり、社会生活における健康・安全について理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの管理と改善に基づく「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要がある。	学習指導要領の改訂と移行期に伴う取り上げられる内容の再整理と、各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課	
	019 「いのちの授業」の実践	「ともに生きる社会かながわ憲章※1」の理念を踏まえ、学校・地域・家庭で活用できる教材に指導ガイドを盛り込んだハンドブックを作成し、現在、各学校で展開されている「いのちの授業」のより一層の充実を図ります。	○ 県内の全ての学校での、学習指導要領に基づき、様々な内容・方法により、子どもたちが「いのち」のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを実感する「いのちの授業」の推進。 ○ 各学校における様々な実践事例を1,576収集するとともに、「いのちの授業」感動作文を7,038作品収集し、大賞などの優秀作品を11作品表彰することで普及啓発を図った。 ○ 平成30年12月、家庭や地域においても「いのちの授業」を推進していくため、取組の充実や参考となる指導事例を掲載して、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック概要版リーフレット」を130,000部作成し、県内の市町村教育委員会をとおして、PTA等の関係団体、公民館、図書館等、各課関係機関での配架・配付を依頼した。	「『いのちの授業』ハンドブック」や「ハンドブック概要版リーフレット」を活用し、学校・家庭・地域における「いのちの授業」の取組のさらなる充実と普及を図るとともに、「いのちの授業」の広がりを計る一つの指標とするため、「いのちの授業」大賞への作文応募数を独自目標とする。	○	毎年度応募作品数7,000作品	7,038作品	7,038作品	7,000作品	100.5%	A	○ 学校では日常的に様々な「いのちの授業」が実践されているが、家庭や地域における様々な取組については、「いのちの授業」としてあまり認識されていない。第6回「いのちの授業」大賞作文募集から、家庭・地域からも作品募集を呼びかけ、53の作品の応募があったが、まだ広く県民にまで認識されたとはいえない。今後、より一層「いのちの授業」の「見える化」を図り、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える取組とともに、更なる推進を図る必要がある。	○ 「いのちの授業」ハンドブック概要版リーフレットを活用しながら、「いのちの授業」の取組を保護者や地域の方に周知すること等を通じて、家庭や地域でも、子どもと大人が「いのち」について考えたり、話したりする機会が増えるよう県PTA協議会等と連携し、取り組んでいく。 ○ 「ともに生きる社会かながわ」の実現に向け、「いのち」や他者との関わりを大切にすることを育む「いのちの授業」の取組を、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える取組とともに、学校だけでなく家庭や地域にも視野を広げて推進する。	子ども教育支援課	
	020 中学生・高校生に対する「いのちの大切さを学ぶ教室」の推進	県内の中学生・高校生に対し、犯罪被害者等の生の声や犯罪被害者等のおかれた厳しい状況等を伝えることで、被害者等に対する理解と共感を育み、同時に自分や他人の「いのち」の大切さ、加害者になってはいけないという規範意識を醸成する取組として、推進を図ります。	・教育局、教育委員会など各教育機関に対し、「いのちの大切さを学ぶ教室」の協力依頼を実施した。 ・警察庁が掲げる同教室の促進指針に基づき啓発用チラシを1000部作成した。 同チラシを県下各警察署へ送付し、各警察署において学校への呼び掛けを実施した。 ・5/13 学校・警察連絡協議会役員会において、同教室実施の呼び掛けを実施した。									1コマ(50分)の授業で同教室を実施することから、学校側の授業カリキュラムに余裕がないと導入が困難である。	・授業内容の見直しを検討する。 ・授業で使用する、教材について内容を検討する。	被害者支援室	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定			
② 「いのち」を大切にすることを心がける教育の実施														
	021 「いのち」を大切に する心をはぐくむ教育推進 研究委託事業	県内の小・中学校から4校を推進校に選定し、 学校現場において、教科、道徳、特別活動など あらゆる機会を通じて、「いのち」の大切さを 学ぶ「いのちの授業」を実施し、ホームページ 上に研究事例・研究成果を公表し、県内各学 校への周知を図ります。	「いのちを大切にすることを心がける教育」推進 校4校において、取組を実施	4教育事務所管内からそれぞ れ小中学校のうち1校(計4校) を「いのちを大切にすることを はぐくむ教育」推進校として、「 いのち」を大切に、夢や希望、 感謝の心をもって生きることが できる子どもの育成に取り組 む。	○	毎年度「いの ちを大切にす る心をはぐく む教育」推進 校4校	4校	4校	4校	100.0%	A	4教育事務所管内ともに、それ ぞれ小・中学校で細かな計画 を立て、年間を通して取り組ん でおり、先を見通した計画を 立てることが課題である。	「いのちの授業」大賞の応募 が増え、認識は広がっている。 そこで、次年度も実践校にお ける作文提出を継続し、その 場限りの取り組みではなく、継 続的に意識させる取組として 行っていく。また、自殺予防に 関する講演などと関連付けた 実践の可能性を検討してい く。	子ども教育支援課
	022 教科指導等における 「いのち」と、健康習慣の 関連を理解する教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における 心身の発達や生活環境に応じた健康づくり、 社会生活に応じたストレス対処及び疾病予防 に関する取組みや教育実践を支援します。	・高等学校学習指導要領の保健体育では、 「生涯を通じた健康」の中で、健康の保持増 進には、思春期、結婚生活、加齢等の生涯の 各段階の健康課題に応じ、健康管理や環境 づくりをする 必要があることを内容として取り 上げることになっている。その際に、必要に応 じ生殖に関する機能を関連付けて扱う場合に は、責任感の涵養、異性の尊重、性に関する 情報等への適切な対処についても扱うよう配 慮しなくてはならない。 ・各校における取組みや教育実践を支援し た。	斜線								児童生徒は、生涯にわたり、 社会生活における健康・安全 について理解を深め、自他の 「いのち」の大切さを自覚しな がら、自らの管理と改善に基 づく「心身の健康づくり」を実 践する資質や能力を育む必 要がある。	学習指導要領の改訂と移行 期に伴う取り上げる内容の再 整理と、各校における取組や 教育実践の支援を継続してい く。	保健体育課
3 早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する														
(1) かかりつけ医師等への精神疾患の診断、治療技術の向上														
① かかりつけ医師等への適切なうつ病の患者への対応力向上研修の実施														
	023 こころといのちの地 域医療支援事業	内科等の身体科の医師が、うつ病についての 知識や技術を習得する、対応力向上研修につ いて、研修内容等を精査し、うつ病対応力研 修の充実に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病 対応力向上研修」を開催し、受講を修了した 計302名の医師に修了証書を発行した。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺 対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病 の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	平成30年度から34年度の5年 間で、かかりつけ医うつ病対応 力向上研修受講修了者累計 1,200人(政令市含む)	○	5年間の受講 修了者累計 1,200人(政令 市含む)	0人	302人	240人	125.8%	A	うつ病の患者は、最初に身体 の不調から内科等のかかりつ け医と受診することが多いた め、かかりつけ医と精神科医と の連携をさらに推進し、うつ病 を早期に発見し、早期に治療 につなげていくことが必要であ る。	引き続き、研修企画委員会で 内容を協議し、研修会を開催 していく。	精神保健福祉センター
(2) 教職員、児童・生徒に対する研修の実施														
① 教職員等を対象とした自殺対策及びメンタルヘルス対策の推進														
	024 自殺対策に関する出 前講座	小学校、中学校、高等学校等において、困難 に直面した時に、生きることを選択できるよ うに、教職員や児童・生徒を対象に、自殺対策 やストレス対処法についての知識を深める「出 前講座」を実施します。	実施校は10校、計326人。内訳は小学校1 校、中学4校、高校4校、中高一貫校1校。	平成30年度から34年度の5年 間で、累計60箇所で行った。	○	5年間の開催 箇所累計 60 箇所	0箇所	10箇所	12箇所	83.3%	B	教職員が、日々接する児童・ 生徒のこころの不調に気づ き、適切に対応できるようにな るために、人材養成に取り組 む必要がある。また、教職員 が自殺対策やストレス対処法 についての知識をさらに深め ることが必要である。	教員が児童・生徒のこころの 不調に気づき、適切に対応で きるようになるために、今後 も自殺対策に関する出前講座 を開催していく。	精神保健福祉センター
	025 教職員向け研修会へ の講師派遣	教職員向け研修会等で教職員を対象に、児 童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対 応をすることできるように、精神保健福祉セ ンターから講師を派遣します。	実施校は10校、計326人の受講者を得た。内 訳は小学校1校、中学4校、高校4校、中高一 貫校1校である。このうち、生徒を主対象とし たものが1校(高校)あった。また、高校のうち 横浜市内の県立高校は1校、私立学校は1 校、県立学校長会議人権教育研究会の申込み があった。	斜線								教職員が、日々接する児童・ 生徒のこころの不調に気づ き、適切に対応できるようにな るために、人材養成に取り組 む必要がある。また、教職員 が自殺対策やストレス対処法 についての知識をさらに深め ることが必要である。	教員が児童・生徒のこころの 不調に気づき、適切に対応で きるようになるために、今後 も自殺対策に関する出前講座 を開催していく。	精神保健福祉センター
	026 大学生向けゲート キーパー養成研修の実施	県内大学等との連携を強化し、大学生や大学 の教職員に対して、自分や友人、家族等のこ ころの不調に気づき、適切に対応をすることが できるようにゲートキーパー養成研修を実施し ます。	大学生を対象に研修を行い、こころの健康に ついての理解を深め、身近な人のこころの健 康保持や必要な支援を行うことができるよう 、ゲートキーパーとしての養成を行った。 ・開催回数 1回 ・研修対象 国際医療福祉大学 小田原保健 医療学部(主に1年生) ・養成者数 87人 ※予定回数の減や、内部講師での対応と なったため、決算額が大幅に節減となった。	県内の大学2校以上において、 大学生向けのゲートキーパー 養成研修を実施する。	○	毎年度県内 大学2校以上 においてゲ ートキーパー 養成研修を実 施	1校	1校	2校	50.0%	C	平成30年度は、当初、2校で の実施を予定していたが、実 施先学校との日程が困難とな り、1校の実施となってしまっ た。今後は、研修の実施先の 新たな開拓が求められる。	令和元年度より精神保健福祉 センターへ業務を移管し、さ らに効果的かつ専門的な研修 となるよう、充実を図っていく。 ＜令和元年度 実施状況＞ ①7月23日(火)実施済◎県立 保健福祉大学保健福祉学部 社 会福祉学科3年生 55名 ②12月2日(月)実施予定◎国 際医療福祉大学小田原保健医療 学部	がん・疾病対策課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなされないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値÷(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定				
(3) 地域保健や産業保健関係職員の資質向上															
① 行政担当者等を対象とした自殺対策に関する研修の実施															
	027 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。	自殺対策基礎研修1 参加者52名、自殺対策基礎研修2 参加者84名。第1回地域自殺対策担当者会議51名、第2回地域自殺対策担当者会議45名。合計232名	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○		5年間での受講修了者累計 550人	0人	232人	110人	210.9%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。	精神保健福祉センター
	028 ゲートキーパー養成研修	市町村が企画・実施する庁内職員等を対象としたゲートキーパー養成研修の講師を務めるなど、行政担当者等の人材養成を推進します。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で299回11,881人養成。行政職員が3,838人と最多。以下教職員、一般住民、民生委員児童委員・健康普及員、地域保健・福祉支援関係者、学生等。フォローアップ研修は10回、396人養成。	ゲートキーパー養成数累計 132,701人(平成20年度～平成34年度)	○		累計132,701人養成	85,201人	109,363人	94,701人	254.3%	A	知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修	各市町村の計画が策定され、計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を旨とし、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
② 地域の人材養成研修の講師を担う指導者養成研修の実施															
	029 ゲートキーパーフォローアップ研修	ゲートキーパー養成研修の講師となる行政機関や関係機関の職員が、受講者に応じた研修内容を企画し、また、養成したゲートキーパーのフォローアップ研修を実施するために、生きることへの支援等必要な情報や知識を得るための研修の実施に取り組みます。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で299回11,881人養成。行政職員が3,838人と最多。以下教職員、一般住民、民生委員児童委員・健康普及員、地域保健・福祉支援関係者、学生等。フォローアップ研修は10回、396人養成。	ゲートキーパーフォローアップ研修への30市町村及び8保健福祉事務所(計38機関)の60%以上の機関の参加	○		毎年度23機関以上の参加	11機関	32機関	23機関	139.1%	A	知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修	各市町村の計画が策定され、計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を旨とし、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター
③ 職場におけるメンタルヘルス対策として産業保健関係職員に対する研修の実施															
	030 職域研修会の実施	各地域の労働基準監督署等と連携を強化し、産業保健関係職員等に対して、研修会を開催し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会の開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内:1回 12名参加 ・平塚保健福祉事務所秦野センター管内:1回 32名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内:1回 65名参加 ・小田原保健福祉事務所管内:2回 計113名参加 ・厚木保健福祉事務所管内:4回 計224名参加										職場において、メンタルヘルス対策の推進するために、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していくことが必要である。	引き続き、関係機関と連携して職域研修会を開催するとともに、開催時にはうつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及させていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安×(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値÷(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定			
(4) 介護支援専門員等の資質の向上														
① 介護支援専門員への研修の実施														
	031 介護支援専門員への研修の実施	介護支援専門員に対し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するための研修を実施します。	下記の研修を実施した。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ：平成30年7月～平成31年2月(年7回) ・専門研修課程Ⅱ：平成30年5月～平成30年3月(年12回) イ 更新研修 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容)→専門研修課程Ⅰ参照 ・実務未経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)→専門研修課程Ⅱ参照 ウ 主任介護支援専門員研修：平成30年11月～平成31年3月(年1回) エ 主任介護支援専門員更新研修：平成30年9月～平成31年12月(年1回)	介護保険制度の中で中核的な役割を担う介護支援専門員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ ・専門研修課程Ⅱ イ 更新研修 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容) ・実務未経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容) ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修	○	以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 イ 更新研修 ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修	年1回以上の開催	1回以上	1回以上	100.0%	A	研修内容及び受講者の受講環境の一層の向上を図る必要がある。	引き続き、研修を体系的に実施するとともに、研修の内容等の改善を図っていく。	地域福祉課
② 老人クラブ等への研修や情報提供の実施														
	032 老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	各地域の老人クラブと連携し、会員が主体となって企画している研修会において、ゲートキーパー養成研修を実施します。	未実施	全てのブロック(6箇所)老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	○	平成34年度末までに6箇所まで実施	2箇所	2箇所	3箇所	0.0%	E	働きかけを行ったが、研修会の中で引き続き開催することは困難であった。	各地域老人クラブと連携し、開催する。研修会等の企画の中でゲートキーパー養成研修を実施したい。	精神保健福祉センター
(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施														
① 民生委員・児童委員等への研修や普及啓発の実施														
	033 民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施	民生委員・児童委員への研修で、委員活動に必要な知識の習得を図るほか、新任研修やテーマ別研修において、自殺対策を含めた精神保健福祉分野の研修を行います。また、研修の機会に、パンフレット配布など、自殺対策に関する情報提供等を行います。	精神保健福祉分野の研修を実施した。 ・テーマ別研修 1回	地域福祉で重要な役割を担っている民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・リーダー研修	○	以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・リーダー研修	年1回以上の開催	1回以上	1回以上	100.0%	A	特になし	今年度と同様に取り組んでいきたい。	地域福祉課
(6) 多重債務者の生活再建に関する相談員の資質の向上														
① 多重債務相談窓口相談員等への知識、理解の普及啓発														
	034 生活再建支援相談研修	多重債務者問題の背景や債務整理等の基礎的・発展的知識を学ぶことで、自治体相談窓口の強化を図り、より適切な相談窓口につなげることができる人材を育成するため、研修会を実施します。	多重債務問題の現状と課題を理解したうえで、より適切で細やかな相談対応に繋がられるよう、心に問題を抱える者の特性等の知識を深めるとともに、面接相談時の聞き取り・助言のポイントや対話のノウハウを学んだ。特に家計管理については、相談中での家計ワークシートの活用方法や多重債務になった原因ごとに連携先などの対応策の理解を深めた。	多重債務相談に役立つ研修を年1回以上実施する。	○	毎年度1回以上研修を実施する。	1回	1回	1回	100.0%	A	生活困窮者自立支援法により家計改善支援事業の実施が各自治体の努力義務となり、家計相談の役割分担を踏まえ、消費生活行政として実施する多重債務者対策研修の在り方が課題となっている。	生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施等関連する事業との役割分担を踏まえつつ、多重債務で悩む方からの相談に対応できる人材を育成する研修の在り方を検討、実施していく。	消費生活課
	035 多重債務者等生活再建支援相談員向けのアドバイザー研修講師派遣の実施	国が実施する特別相談会において生活再建支援相談を併設実施します。また、地域における相談機会を確保するため、市町村等への出張支援相談を行うほか、市町村等の相談員・職員に対し、生活再建支援相談に関するアドバイス等を実施します。	委託した団体「生活クラブ生活協同組合」と連携して、市町村等に出向いて出張支援相談を実施したほか、相談員や職員に対するアドバイスや研修をすることで、地域における相談機会を確保するとともに、市町村への相談手法等のノウハウの提供につなげた。									生活困窮者自立支援法により家計改善支援事業の実施が各自治体の努力義務となり、家計相談の役割分担を踏まえ、消費生活行政として実施する多重債務者対策事業の在り方が課題となっている。	生活困窮者自立支援法の改正に伴い、福祉との役割分担が明確となったことから、消費生活行政として実施する多重債務者対策事業の見直しにより令和元年度を以って出張支援相談は廃止する方向。	消費生活課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点/(D)達成目安÷(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値/(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱－項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定
(7) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上															
① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発															
	036 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	警察官や消防職員も含めた行政職員を対象に、自殺の現状や対策、自死遺族の支援、職員のストレス対処法等についての理解を深めるために研修を開催します。	自殺対策基礎研修1 参加者52名、自殺対策基礎研修2 参加者84名。 第1回地域自殺対策担当者会議51名、第2回地域自殺対策担当者会議45名。合計232名	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○		5年間での受講修了者累計 550人	0人	232人	110人	210.9%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。	精神保健福祉センター
(8) 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進															
① 自殺対策従事者へのこころのケアに関する研修の実施															
	037 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺対策に従事する職員のこころのケアや、ストレスの対処方法について、知識、理解を普及する研修を実施します。	自殺対策基礎研修1 参加者52名、自殺対策基礎研修2 参加者84名。 第1回地域自殺対策担当者会議51名、第2回地域自殺対策担当者会議45名。合計232名	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○		5年間での受講修了者累計 550人	0人	232人	110人	210.9%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。	精神保健福祉センター
	038 ゲートキーパー養成研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、こころの不調に気づき、適切に対応できるようにゲートキーパー養成研修を実施します。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で299回11,881人養成。行政職員が3,838人と最多。以下教職員、一般住民、民生委員児童委員・健康普及員、地域保健・福祉支援関係者、学生等。 フォローアップ研修は10回、396人養成。	ゲートキーパー養成数累計 132,701人(平成20年度～平成34年度)	○		累計132,701人養成	85,201人	109,363人	94,701人	254.3%	A	知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修	各市町村の計画が策定され、計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
(9) 研修用テキストの更新及び普及啓発、新たな対象者向けテキストやカリキュラム作成															
① 研修用テキストの更新、様々な対象者向けテキストの作成															
	039 研修用テキストの更新、普及啓発	自殺対策における最新の情報を反映させるなど、ゲートキーパー養成研修で使用するテキストを更新するとともに、養成研修を実施する各機関に配布し、研修内容の質の維持と職員の負担軽減を図ります。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で299回11,881人養成。行政職員が3,838人と最多。以下教職員、一般住民、民生委員児童委員・健康普及員、地域保健・福祉支援関係者、学生等。 フォローアップ研修は10回、396人養成した。毎年のゲートキーパー養成指導者研修の開催と更新した教材の提供により、職員の負担軽減と質の担保を図っている。										最新の情報を反映した教材、取り組みやすい研修テキストやカリキュラムの提供	各市町村の計画が策定され、計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなされないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安×(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値÷(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱－中柱－項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定	
4 あらゆる場面において、こころの健康づくりを進める															
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進															
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進															
	040 メンタルヘルス講演会の開催	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	メンタルヘルス講演会を開催し、195名が参加した。	メンタルヘルス講演会開催 年1回	○	毎年度1回開催	1回	1回	1回	100.0%	A	特になし	講演会について引き続き実施していく。	雇用労政課	
	041 職場のハラスメント対策等	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行いました。	職場のハラスメント対策として 中小企業労働改善訪問 370件/年  中小企業労務管理セミナー 年6回	○  ○	中小企業労働改善訪問 370件/年  中小企業労務管理セミナー 年6回	370件  6回	389件  6回	370件  6回	105.1%  100.0%	A  A	特になし	引き続き、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を実施していく。	雇用労政課	
② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進															
	042 職域研修会の実施【再掲】	各地域での労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会の開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内：1回 12名参加 ・平塚保健福祉事務所秦野センター管内：1回 32名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内：1回 65名参加 ・小田原保健福祉事務所管内：2回 計113名参加 ・厚木保健福祉事務所管内：4回 計224名参加										職場において、メンタルヘルス対策の推進のために、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	引き続き、関係機関と連携して職域研修会を開催するとともに、開催時にはうつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及させていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の充実															
	043 働く人のメンタルヘルス相談の実施	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	働く人のメンタルヘルス相談としてかながわ労働センターにおいて毎月4回実施する。	○	月4回	月4回	月4回	月4回	100.0%	A	特になし	引き続き、かながわ労働センターにおいて、「働く人のメンタルヘルス相談」を実施していく。	雇用労政課	
(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備															
① 地域の相談機関におけるこころの健康問題に関する相談機能の充実及び地域保健、産業保健との連携強化															
	044 こころの電話相談	県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	こころの電話相談 相談件数：8,797件	平成30年度から34年度の「こころの電話」相談件数 9,300件/年	○	相談件数9,300件/年	9,284件	8,797件	9,300件	94.6%	B	年間9,000件近いが、フリーダイヤルであることも影響し、接続率は約3%を推移しており、繋がらない状況が続いている。再利用者が多く、電話依存を助長している可能性が懸念される。	引き続き、実施するとともに、従来より精神保健福祉センターが主催する電話相談員研修に、相談員が参加することにより、相談技術の向上を図る。	精神保健福祉センター	
	045 精神保健福祉普及相談事業	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成29年度：相談13,614件、訪問指導3,475件(延件数) 平成30年度：相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター	



「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安×(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値÷(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定				
	046 特定相談(依存症電話相談、自死遺族相談、ピア電話相談)	アルコール等の依存症に関する電話相談、自死遺族からの電話相談、当事者が相談者となるピア電話相談を継続的に実施します。	依存症電話相談 祝日・年末年始を除く月曜日13:30～16:30 177件(稼働日数:43日) 自死遺族電話相談 祝日・年末年始を除く水・金曜日13:30～16:00 132件(稼働日数:100日) ピア電話相談 祝日・年末年始を除く金曜日13:30～16:00 371件(稼働日数:50日)	特定相談は、定期的に開設することで、相談者が安心して相談できる場(電話相談)を提供することを目標としているため、安定的な実施体制を目標とする。		○	依存症電話相談 週1回 自死遺族電話相談 週2回 ピア電話相談 週1回	通年で週1回 通年で週2回 通年で週1回	1回 2回 1回	1回 2回 1回	100.0% 100.0% 100.0%	A A A	自死遺族電話相談及び依存症電話相談はより専門的な相談であるため、対応できる相談員が限られている。そのため、不測の事態により対応相談員が不在となることで、安定して電話を開設できなくなる可能性もあることから、今後自死遺族電話相談や依存症電話相談に対応できる相談員の育成が課題となる。	引き続き、定期的に開設していく。	精神保健福祉センター
	047 アルコール依存症等対策の推進	アルコール関連問題についての講演会や研修会を実施します。依存症電話相談において、アルコール依存症本人及び家族等からの相談を受け、適切な治療や対応に関する情報提供や助言をすることにより、相談者の孤立を防ぐことに取り組みます。	アルコール相談員研修 平成30年度10月25日(木) 鎌倉保健福祉事務所 参加者46名	平成30年度から34年度の5年間でアルコール相談員研修受講者数 累計300人		○	5年間でアルコール相談員研修受講者数 累計300人	0人	46人	60人	76.7%	B	アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者(地域包括や事業所等)へアルコール健康相談についての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。	引き続き、年一回研修を実施する。	精神保健福祉センター
	048 薬物乱用防止の推進	関係機関の職員が、薬物依存症についての知識を深めるとともに、地域での実践に生かすための研修を実施します。	関係機関の職員が、薬物依存症についての知識を深めるとともに、地域での実践に生かすための研修を実施。 平成30年度参加人数109名 内容:「人を信じられない病 信頼障害仮説からみた回復について」「ダルクでの取り組み 依存症からの回復に必要なこと」	平成30年度から34年度の5年間で薬物業務相談員研修受講者数 累計700人		○	5年間で薬物業務相談員研修受講者数 累計700人	0人	109人	140人	77.9%	B	依存症に対しては、地域における支援体制が十分ではないため、県民の関心と理解をさらに深め、地域の支援体制を構築することが必要	依存症に対しては、地域における支援体制の充実を目指し、県民及び支援者の理解をさらに深め、地域の支援体制を構築していく	精神保健福祉センター
	049 職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署との連携を強化し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会の開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内:1回 12名参加 ・平塚保健福祉事務所秦野センター管内:1回 32名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内:1回 65名参加 ・小田原保健福祉事務所管内:2回 計113名参加 ・厚木保健福祉事務所管内:4回 計224名参加										職場において、メンタルヘルス対策の推進するために、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していくことが必要である。	引き続き、関係機関と連携して職域研修会を開催するとともに、開催時にはうつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及させていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
② 高齢者、女性、生活困窮者、性的マイノリティ等、様々な対象、課題に対する相談支援体制の連携強化															
	050 「かながわ認知症コールセンター」の運営	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった、認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。	「かながわ認知症コールセンター」を年間154日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間864件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。	「かながわ認知症コールセンター」で開設日(週3回)は休むことなく相談業務を行う。		○	毎年度約150日	148日	154日	153日	100.7%	A	コールセンターへの相談件数は年々増加傾向にあり、今後もコールセンターを適切に運営し、積極的に広報・周知を行うことで、必要とする人がサービスを利用できるよう、相談体制の充実を図る必要がある。	ホームページやリーフレット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を実施する。	高齢福祉課
	051 老人クラブによる友愛訪問	老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティア等からなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。また、県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。	438チームの友愛チームが活動を実施した。	老人クラブによる友愛訪問におけるチーム数の確保		○	毎年度441チーム	441チーム	438チーム	441チーム	99.3%	B	老人クラブ会員数と加入クラブ数は年々減少傾向にあるものの、友愛チーム数はほぼ横ばいを維持できているが、目標を達成できていない。	チーム数維持を図るため、会員数の減少を抑えるための活性化方策の検討が引き続き必要。	高齢福祉課
	052 女性電話相談室	日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合えない女性自身やその家族等のための電話相談を行います。	夫婦間、親族間のトラブルや、本人または家族の病気など、女性からの様々な相談を受け付け、必要に応じて各専門窓口の案内などを行った。										悩みを抱えている女性自身やその家族、地域社会等のためにも、解決の糸口として、誰でも相談しやすい電話相談窓口が必要。	引き続き、日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合えない女性自身やその家族等のための電話相談を行う。	女性相談所

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値÷(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定
	053 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業	NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対しLGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。	<p>【人権男女共同参画課】 LGBT理解促進公開講座2回実施。130名参加/啓発資料の作成・配布 1回実施。12,000枚配布/キャリア相談会 1回実施。5名参加/県相談機関での就労相談 7時間。7人実施</p> <p>【青少年課】 ・研修の実施(8月16日県立青少年センター相談員研修)「LGBTの就労における課題と支援」をテーマに自立就労支援者、教職員等59人が参加 ・行政との意見交換(8月29日子ども・若者支援連携会議(横須賀三浦ブロック))「LGBTの就労における課題」について講義、意見交換を実施。地域の困難を有する若者相談・支援担当者28人が出席</p> <p>【雇用労政課】 ・団体が作成したチラシについて、市町村関係所管課や労働相談窓口等へ配布した。 ・ハローワーク等窓口担当者、企業採用担当者等への普及啓発を図るため、神奈川労働局の「学卒ジョブサポーター」を対象とした研修における講演を当該団体が実施した。 ・当該が実施する出張就職相談「若者のための地域出張相談～就活なんでも相談～」の横須賀市での実施枠毎月1枠について、当該団体と連携し、LGBTの若者対象枠として実施した。</p> <p>【がん・疾病対策課】 当該のネットワークを利用し、市町村や保健福祉事務所等の関係団体に600部の普及啓発リーフレット配布を行った。</p>								<p>【人権男女推進課】理解促進講座は、予定の3倍を超える参加者数を確保できたが、当事者支援であるキャリア相談会や就労相談は、予定の参加者数を下回った。キャリア相談会は予約率は80%だったが、当日キャンセルが多く、目標を達成するためには対応方法などの再検討も必要と思われる。</p> <p>【青少年課】認知度は着実に上がっているが、支援を必要とする若者が潜在化しやすく、相談を受ける側にながりにくい。企業や支援者に理解が浸透しにくいこと。</p> <p>【雇用労政課】出張就職相談のLGBTの若者を対象とした枠にまだ空きがある状況であるため、当該と団体との連携をさらに密にし、周知を図っていく必要がある。</p> <p>【がん・疾病対策課】保健福祉事務所や精神保健福祉センターでは、日頃から様々な相談に対応しているが、相談員のLGBTへの理解や知識については、改善の余地がある。</p>	「かながわボランティア活動推進基金21事業」としては令和元年度で終了となるが、NPO団体と5年間の総括を行い、LGBTの就労支援の課題と5年間の神奈川県内での取り組みをまとめ、今後につなげるとともに、基金事業終了後も顔の見える関係づくりに努め、各課で協力可能な事業を継続実施する。	人権男女共同参画課 青少年課 雇用労政課 がん・疾病対策課	
	054 性的マイノリティ(LGBT等)交流相談・研修事業	性的マイノリティ(LGBT等)の当事者の交流事業や相談事業を実施するとともに、企業担当者や、児童養護施設職員等を対象とした研修事業を実施します。	<p>・10～20代の性的マイノリティ当事者向け交流会を11回実施した。</p> <p>・性的マイノリティ当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じた専門相談員の派遣を24件実施した。</p> <p>・企業担当者向け研修を2回、児童養護施設職員向け研修を4回、宿泊施設向け研修を3回実施した。</p>			<p>毎年度、性的マイノリティ(LGBT等)交流相談・研修事業として次のような目安で実施。                  ア 交流会 3会場計33回                  イ 派遣相談事業 36件                  ウ 企業向け研修 2回80人                  エ 児童福祉施設職員向け研修 4回計160人</p>					<p>交流会 3会場計33回 33回 11回 11回 100.0% A</p> <p>派遣相談事業 36件 36件 24件 12件 200.0% A</p> <p>企業向け研修 2回80人 80人 42人 100人 42.0% D</p> <p>児童福祉施設職員向け研修 4回計160人 160人 151人 120人 125.8% A</p>	<p>企業担当者向け研修について、広報等を工夫し、多くの参加を呼びかける必要がある。</p>	<p>企業担当者向け研修について、市や関係機関と連携し、広く周知するよう努める。</p>	人権男女共同参画課
	055 生活困窮者自立促進支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立の促進を図ります。	<p>生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、支援計画を作成。この支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。</p>								<p>生活困窮者が抱える課題は多岐にわたり、また継続的な支援が必要のため、支援員の資質の向上や他機関との連携をより進めていくなど、体制の強化が課題。</p>	<p>相談支援業務を引き続き着実に実施していく。</p>	生活支援課	
	056 ワンストップ支援推進事業	生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目線に立った入口から出口までの寄り添った支援を推進します。	<p>・制度周知用のチラシを30,000部、ポケットティッシュを30,000個作成し、各市町村や関係機関に配布したほか、相談窓口案内用のカードを40,000枚作成し、町村の各窓口にて自立支援機関窓口の利用勧奨を促した。</p> <p>・県内自立支援機関の相談支援員向けの研修の回数を3回から5回に増やすとともに、県内各市の担当課長会議を実施し、法改正に向けた説明や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。</p>			<p>支援者向けの研修の継続的な実施により、生活困窮者自立相談支援員の資質の向上を図り、支援体制の充実強化を図ることで、生活困窮者の自立の促進に寄与する。</p>					<p>必要の人が生活困窮者自立相談支援機関につながるよう、引き続き制度の周知を行う必要がある。</p> <p>支援員の資質の向上に向け、研修を充実させる必要がある。</p>	<p>・制度周知用のチラシやポケットティッシュなどを作成し、制度の周知を図る。</p> <p>・県内自立支援機関の相談支援員向けの研修をさらに充実させ、支援員の資質向上および支援員同士のネットワークづくりに取り組む。</p>	生活支援課	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなされないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安×(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値÷(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

大柱－中柱－項目	構成施策事業		実績	進捗状況							課題	次年度の方向性(令和元年度分)	所管課		
	施策名	内容		項目	計画独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定	
	057 求職者に対する生活支援相談	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施した。延べ利用者数:18人										シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、今後も引き続き事業を実施していく。	引き続き、事業を実施予定。	雇用労政課
	058 かながわ子ども若者総合相談事業	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介しします。	子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)」を運営し、延4,243件の電話・来所相談に対応した。		○	毎年度全体会議1回	1回	1回	1回	100.0%	A	市町村(横浜市・相模原市を除く)において、子ども・若者支援地域協議会の設置が進んでいない事が課題となっている。	引き続き、神奈川県子ども・若者支援連携会議等を通じて、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。	青少年センター	
	059 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、こころの病気等について電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談)平成29年度:相談13,614件、訪問指導3,475件(延件数)平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数)(その他)集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。										入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
③ 精神保健福祉ボランティア団体等県民による身近な地域の支えあいの活動推進															
	060 ふれあい心の友訪問援助事業	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	・メンタルフレンドの登録数 20名 ・メンタルフレンドの派遣回数 54回		○	毎年度メンタルフレンドを派遣する延べ回数86回	86回	54回	86回	62.8%	C	・メンタルフレンドの登録数及び派遣数は、昨年度に比べ減少している。 ・メンタルフレンドの事業の普及、広報について、継続して取り組む必要がある。	引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課	
(3) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化															
① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化															
	061 県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が十分カウンセリングを利用できるように取り組みます。	1. 配置状況(拠点校合計)・・・75校 スクールカウンセラースーパーバイザーを1名教育局に配置。 2. 平成30年度の相談実績 合計16,771件 *生徒、保護者、教職員対象 主な相談内容として 長期欠席・不登校3,131件、いじめ156件、発達障害1,203件などがある。	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	○	平成34年度末までにスクールカウンセラー 120人配置	60人	75人	80人	75.0%	B	現状の配置では、1つの学校(課程)の勤務は月1～2回であることから、継続的なカウンセリングに課題があるほか、カウンセリングを希望する生徒に対して適時に対応できていないため、更なる配置拡充が必要である。	3校3課程配置の学校群を解消のうえ82校の拠点校に配置し、相談体制の更なる充実に努めていく。	学校支援課	
	062 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置	福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの学校が積極的に利用できるように取り組みます。	年間70回勤務、1日あたり7時間、30名のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置した。 ・対応回数(延べ数) H30年度 5,386件	県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置	○	スクールソーシャルワーカー 30人配置	20人	30人	30人	100.0%	A	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	次年度においても、30校を拠点校とする。	学校支援課	
	063 県立高等学校へのスクールメンター配置	生徒の話に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターの配置を拡充し、生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。	心理的ケアを必要とする生徒が多く在籍する等支援を必要としている県立高校19校を指定し、学校に「スクールメンター」を配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施した。 ・実施回数 各校50回	県立高等学校へのスクールメンター配置	○	毎年度スクールメンター30人配置	20人	19人	30人	63.3%	C	・勤務時間、日数が少ないことから、生徒と関わる機会が限られる。 ・報酬等の関係で人選が困難である。	心理的ケアを必要とする生徒が多く在籍する等支援を必要としている県立高校20校を指定し、学校に「スクールメンター」を配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施する。	学校支援課	
	064 県立高等学校・県立中等教育学校への自殺予防の啓発	県立学校の生徒指導担当者や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関する深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとして研修会を実施した。 ・開催回数 5回 ・受講者数 395人	自殺予防啓発の会議への参加者数 累計1,400人(平成28～34年度)	○	累計1,400人(平成28～34年度)	160人	395人	500人	69.1%	C	特になし	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関する深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとして研修会を実施する。	学校支援課	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安÷(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値÷(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定
	065 公立中学校へのスクールカウンセラー配置	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。 全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	1. 配置状況(政令市を除く)…175校 県立中等教育学校…2校 合計…177校 スクールカウンセラーアドバイザーを5名4教育事務所及び横須賀市教育委員会に配置。 2. 平成30年度の相談実績 合計53,736件 *小学生、中学生、保護者、教職員対象 主な相談内容として 不登校18,351件、いじめ462件、虐待346件などがある。	スクールカウンセラー中学校全校配置の現状を維持	○		県内中学校への配置 100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	これまででもスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく。	子ども教育支援課	
	066 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	年間35回勤務、1日あたり7時間、42名のスクールソーシャルワーカーを配置した。 (湘南三浦地区11名、県央地区14名、中地区8名、県西地区9名) また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名を教育局に配置した。 学校や関係機関と連携して支援を行った。 ・相談件数(延べ数) H29年度 1,290件	各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置 スクールソーシャルワーカー54人 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 2人	○		スクールソーシャルワーカー 54人	36人	42人	42人	100.0%	A	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	子ども教育支援課	
② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化															
	067 地域連携による高校生のこころサポート事業	推進校に指定された学校の活動報告を、県立学校の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の県立学校への普及に取り組めます。	高等学校において、ひきこもり傾向が強い生徒、精神疾患等による自殺のリスクがある生徒等に対して面接等支援を行い、自殺防止を図った。 不登校等の課題を抱える生徒への支援に実績のある精神科医やフリースクール関係者を招き、高等学校の教職員等を対象にケース会議や研修会を行い、支援者の養成を行った。 ・実施回数 33回 ・対象校数 4校	平成30年から34年までに、事業の成果を発表する会議への参加者数 累計約500人	○		5年間で参加者数500人	0人	164人	100人	164.0%	A	本人・保護者に「困っている事」の自覚がない場合、面接等の支援に繋げることが難しい。	不登校等の課題を抱える生徒への支援に実績のある精神科医やフリースクール関係者を招き、高等学校の教職員等を対象にケース会議や研修会を行い、支援者の養成を行う。	学校支援課
③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進															
	068 県内公立学校への自殺予防の啓発	県内公立学校の学校保健関係教職員を対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図ります。	・学校保健安全法に基づき、学校においては、養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行っている。また、健康相談や保健指導の際に、地域の医療その他関係機関との連携を図ることも大切であるとされており、養護教諭に限定してきた研修の対象者を平成29年度から拡大した。 ・平成29年度に研修対象を拡大した結果、定員58名のところ参加者57名であった。そのうち、養護教諭以外の教職員が7名(12%)、養護教諭の総括教諭が3名(5%)であった。 ・平成30年度は研修定員90人程度としたところ参加者63名であった。そのうち、養護教諭以外の教職員が12人(19%)、養護教諭の総括教諭が7人(11.1%)であった。研修内容の充実や周知の工夫を工夫し、養護教諭以外の参加者及び養護教諭の総括教諭が2倍となった。	平成34年度末までに、養護教諭以外の参加者を総数の1/3以上にする。 (定員58人のままであれば、17人程度)	○		平成34年度末までに教諭以外の参加者34%	12.0%	19.0%	16.0%	175.0%	A	・教育や支援に携わる教職員が共通した認識を持つことで、実践の質が向上するため、よりよい校内外の連携体制を築く一助となるための研修を運営する必要がある。 ・より良い校内外の連携体制を築くため、多くの職種の研修参加者が増えていくことが望ましいと考える。	・平成34年度末までに、養護教諭以外の参加者を総数の1/3以上にする。 (平成34年度末までに教諭以外の参加者34%、定員58人のままであれば、17人程度) ・今後も、研修内容の充実や周知の工夫を工夫し、参加者を増やしていく。	保健体育課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

大柱－中柱－項目	構成施策事業		実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定
(4) 大規模災害時の被災者のこころのケアの推進															
① 大規模災害時に備え、被災地域の精神保健医療活動を適切に行う体制整備															
	069 災害派遣精神医療チーム(DPAT)体制整備事業	災害、犯罪被害、事故等の緊急時において専門的なこころのケアに関わる対応が円滑に行われるよう、運営委員会の開催や研修会の実施により、体制を整備します。	ア 災害派遣医療チームの設置： 登録医療機関16機関、登録行政機関4機関、登録チーム数48チーム イ 運営委員会：H30.7.30、H31.2.5、委員数10名、開催回数2回 ウ チーム構成員研修(かながわDPAT研修会) H30.11.10～11.11…28名 H30.11.17～11.18…30名 計58名受講 エ マニュアルの作成・改定：政令市担当者と打合せ3回	平成34年度末までに、かながわDPAT登録機関等の機関数18機関	○		平成34年度末までに18機関	12機関	16機関	14機関	200.0%	A	・チーム構成員の技能維持 ・登録機関の配置のバランス	・災害派遣医療チームを増やすため、引き続きチーム構成員に対する研修を実施する。 ・課題を認識する機会として、大規模地震時医療活動訓練に参加する。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター
5 ICTの活用も含めた若年者への支援を進める															
(1) いじめを苦しめた子どもの自殺予防															
① いじめの早期発見をする地域の体制整備															
	070 「人権・子どもホットライン」等による相談対応	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談のほか、「子ども・家庭110番」、「児童相談所全国共通ダイヤル」等で、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時)相談受付件数 179件 ・子ども・家庭110番(毎日9時～20時) 相談受付件数 1,453件 ・全国児童相談所共通ダイヤル(24時間365日)	「人権・子どもホットライン」等による相談対応 子ども・家庭110番 人権・子どもホットライン 毎日9時～21時 全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日	○		「人権・子どもホットライン」等による365日の相談対応	365日	365日	365日	100.0%	A	年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」、「子ども・家庭110番」、「児童相談所全国共通ダイヤル」等による電話相談を受け付ける。	子ども家庭課
	071 いじめ・暴力行為問題対策協議会	私立中学高等学校協会、私立小学校協会、私学保護者会連合会の役員を集めて協議をし、情報提供を行います。	平成31年3月11日に実施。協議会役員16名が出席。	私立中学高等学校協会等の役員を招請し、年1回協議会を開催	○		毎年度1回の開催	1回	1回	1回	100.0%	A	特になし	引き続き、情報提供を行う。	私学振興課
	072 いじめ問題対策研修会	外部講師を招き、毎年研修内容を設定し、県内私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校の教職員を対象に研修会を実施します。	平成31年3月11日に実施。外部講師として精神科医を招いて講演会を行い、47校83名が参加。	県内私立小・中・高等学校の教職員を対象に年1回研修会を実施	○		毎年度1回の実施	1回	1回	1回	100.0%	A	特になし	引き続き、研修会を実施する。	私学振興課
	073 教育指導担当職員による「いじめ」に関する教育相談の実施	教育指導担当職員が電話(場合によっては直接)にて保護者、生徒等からの教育相談を実施します。	平成30年度は366件(うちいじめに関するものは26件)の教育相談を実施した。										特になし	引き続き、教育相談を実施する。	私学振興課
② いじめに対する学校・教育委員会、家庭・地域の連携強化															
	074 いじめ防止対策推進法の推進	いじめ防止等の取組みを推進するため、各学校におけるより効果的な研修等の実施や、関係機関や家庭・地域との連携の実現をめざします。	学校と外部の専門機関との連携を推進するため、学校に対して、効果的に連携できた具体例などを周知した。また、学校における実践的な教職員研修を推進するため、教職員の現状やニーズを把握し、研修内容を検討した。さらに、学校において組織的対応を徹底するためのシミュレーション研修を推進するため、学校で活用できる研修ツールを作成・配付した。	平成34年度末までに、いじめ問題に係る点検項目のうち「家庭・地域との連携」4つの点検項目について「十分取り組めた」と回答する学校を10%増やし70%とする。	○		平成34年度末までに70%	60.0%	68.3%	62.0%	414.0%	A	効果的に連携できた具体例については、事例をさらに蓄積していく必要がある。また、研修ツールについては、事例の蓄積に応じて更新していく必要がある。	引き続き、学校と外部の専門機関との連携を推進するため、学校に対して、効果的に連携できた具体例などを周知する。また、学校における実践的な教職員研修を推進するため、教職員の現状やニーズを把握し、研修内容を検討していく。	学校支援課
③ いじめに対する相談支援体制の充実															
	075 24時間子どもSOSダイヤルの実施	いじめをはじめとして子どもの困りごとに対応するため専用の電話相談窓口を設け、24時間365日対応します。	専用の電話相談窓口を24時間365日設置し、いじめをはじめとした子どもに関する様々な困りや悩みごとについて、平成30年度は1,917件に対応した。	いじめをはじめとした子どもの困りごと全般に、専用の電話相談窓口で24時間365日対応し、相談者の心の安定を図ることが目標。	○		専用の電話相談窓口で365日対応	365日	365日	365日	100.0%	A	子どもの命を守る緊急的な対応や対人関係の悩みや不安等に寄り添うレベルの高いスキルが必要であること。相談員が様々な内容の相談に対応していくための資質向上に向けた研修等の機会が少ないこと。	専用の相談窓口で、いじめをはじめとした子どもの様々な困りごとや悩みを引き続き24時間365日対応し、相談者の心の安定を図る。	総合教育センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定
(2) 学校における相談支援の推進体制の強化														
① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化														
	076 県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が十分カウンセリングを利用できるように取り組みます。	1. 配置状況(拠点校合計)…75校 スクールカウンセラースーパーバイザーを1名教育局に配置。 2. 平成30年度の相談実績 合計16,771件 *生徒、保護者、教職員対象 主な相談内容として 長期欠席・不登校3,131件、いじめ156件、発達障害1,203件などがある。	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	○	平成34年度末までにスクールカウンセラー 120人配置	60人	75人	80人	75.0%	B	現状の配置では、1つの学校(課程)の勤務は月1～2回であることから、継続的なカウンセリングに課題があるほか、カウンセリングを希望する生徒に対して適時に対応できていないため、更なる配置拡充が必要である。	3校3課程配置の学校群を解消のうえ82校の拠点校に配置し、相談体制の更なる充実に努めていく。	学校支援課
	077 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの学校が積極的に利用できるような取り組みます。	年間70回勤務、1日あたり7時間、30名のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置した。 ・対応回数(延べ数) H30年度 5,386件	県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置	○	スクールソーシャルワーカー 30人配置	20人	30人	30人	100.0%	A	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	次年度においても、30校を拠点校とする。	学校支援課
	078 県立高等学校へのスクールメンター配置【再掲】	生徒の話を耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターの配置を拡充し、生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。	心理的ケアを必要とする生徒が多く在籍する等支援を必要としている県立高校19校を指定し、学校に「スクールメンター」を配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施した。 ・実施回数 各校50回	県立高等学校へのスクールメンター配置	○	毎年度スクールメンター30人配置	20人	19人	30人	63.3%	C	・勤務時間、日数が少ないことから、生徒と関わる機会が限られる。 ・報酬等の関係で人選が困難である。	心理的ケアを必要とする生徒が多く在籍する等支援を必要としている県立高校20校を指定し、学校に「スクールメンター」を配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施する。	学校支援課
	079 県立高等学校・県立中等教育学校への自殺予防の啓発【再掲】	県立学校の生徒指導担当者や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとして研修会を実施した。 ・開催回数 5回 ・受講者数 395人	自殺予防啓発の会議への参加者数 累計1,400人(平成28～34年度)	○	累計1,400人(平成28～34年度)	160人	395人	500人	69.1%	C	特になし	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとして研修会を実施する。	学校支援課
	080 公立中学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。 全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	1. 配置状況(政令市を除く)…175校 県立中等教育学校…2校 合計…177校 スクールカウンセラーアドバイザーを5名4教育事務所及び横須賀市教育委員会に配置。 2. 平成30年度の相談実績 合計53,736件 *小学生、中学生、保護者、教職員対象 主な相談内容として 不登校18,351件、いじめ462件、虐待346件などがある。	スクールカウンセラー中学校全校配置の現状を維持	○	県内中学校への配置 100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	これまでもスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく。	問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取り組みを推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実に努めていく。また、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談を引き続き実施していく。	子ども教育支援課
	081 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	年間35回勤務、1日あたり7時間、42名のスクールソーシャルワーカーを配置した。(湘南三浦地区11名、県央地区14名、中地区8名、県西地区9名) また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名を教育局に配置した。 学校や関係機関と連携して支援を行った。 ・相談件数(延べ数) H29年度 1,290件	各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置 スクールソーシャルワーカー 54人 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 2人	○	スクールソーシャルワーカー 54人 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 2人	36人 2人	42人 2人	42人 2人	100.0% 100.0%	A A	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	教育相談体制を整備するにあたり、より格差のない状態で安定的に全ての学校に効果を普及するために、広域的行政を担う県が主体的に行う必要がある。個別事案への直接対応を行うとともに、市町村への助言を行うなど、地域の実情に応じた役割を担う。問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざす。	子ども教育支援課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安×(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値÷(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定
② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化														
	082 地域連携による高校生のこころサポート事業【再掲】	推進校に指定された学校の活動報告を、県立学校の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の県立学校への普及に取り組みます。	高等学校において、ひきこもり傾向が強い生徒、精神疾患等による自殺のリスクがある生徒等に対して面接等支援を行い、自殺防止を図った。 不登校等の課題を抱える生徒への支援に実績のある精神科医やフリースクール関係者を招き、高等学校の教職員等を対象にケース会議や研修会を行い、支援者の養成を行った。 ・実施回数 33回 ・対象校数 4校	平成30年から34年までに、事業の成果を発表する会議への参加者数 累計約500人	○	5年間で参加者数500人	0人	164人	100人	164.0%	A	本人・保護者に「困っている事」の自覚がない場合、面接等の支援に繋げることが難しい。	不登校等の課題を抱える生徒への支援に実績のある精神科医やフリースクール関係者を招き、高等学校の教職員等を対象にケース会議や研修会を行い、支援者の養成を行う。	学校支援課
③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進														
	083 県立学校における緊急時の児童・生徒の健康相談・保健指導の充実	緊急時の県立学校における取組みや、教育実践を支援します。	・学校保健安全法に基づき、学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、校内外の連携体制を築き、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行う。また、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時は、各校の危険等発生時対処要領に沿って、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行う。 ・各校における取組みや教育実践を支援した。									危険等発生時は、特に緊急支援を要し、支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より迅速に校内外の連携体制を築き、児童生徒等の安全の確保を図りつつ、支援を行う必要がある。	各校における取組みや教育実践の支援を継続していく。	保健体育課
(3) SOSの出し方に関する教育の推進														
① 教職員に対する普及啓発及び研修の実施														
	084 自殺対策に関する出前講座【再掲】	県は、関係機関との連携を強化し、小学校、中学校、高等学校等において、教職員や児童等を対象とした、「出前講座」の拡充を図っていきます。	実施校は10校、計326人。内訳は小学校1校、中学4校、高校4校、中高一貫校1校。	平成30年度から34年度の5年間で、累計60箇所で行前講座実施。	○	5年間の開催箇所累計 60箇所	0箇所	10箇所	12箇所	83.3%	B	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深める必要がある。	教員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
	085 教職員向け研修会への講師派遣【再掲】	教職員向け研修会に対して、「出前講座」の講師を派遣することにより、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することのできる教職員の育成に取り組めます。	実施校は10校、計326人。内訳は小学校1校、中学4校、高校4校、中高一貫校1校。									教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深める必要がある。	教員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
② 児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施														
	086 SOSの出し方に関する教育の実施	「いのちの授業」の取組みに位置づけたり、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育に取り組めます。また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について学校への周知を図ります。	全県指導主事会議での情報提供の実施。自殺対策出前講座の利用。	各教育事務所及び各市町村教育委員会指導主事を対象に、全県指導主事会議において、自殺予防におけるSOSの出し方に関する教育について情報提供をするとともに、各市町村での取組状況を共有する。県立高校及び中等教育学校については、県教育委員会として各校の取組状況を把握するとともに、授業に活用できる指導資料を作成する。	○	各年度、全県指導主事会議1回開催	1回	1回	1回	100.0%	A	SOSの出し方を周知することも大切だが、同時にSOSの受けとめ方を伝えていくことが難しい。また、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図る前に、お互いの役割を理解する機会が必要。	SOSの出し方を周知すると同時に、SOSの受けとめ方を伝えていくような講演等を実施していく。また、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材を知ること、お互いに情報共有や協議をする場を設けることなどを検討していく。	子ども教育支援課 高校教育課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定
(4) 子どもに関わる相談支援体制の充実														
① 子どもに関わる相談窓口の整備														
	087 「子ども・家庭110番」 「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置	子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・子ども・家庭110番(毎日9時～20時) 相談受付件数 1,453件 ・全国児童相談所共通ダイヤル(24時間365日)	「子ども・家庭110番」、「全国児童相談所共通ダイヤル」で電話相談対応を行う。 子ども・家庭110番 毎日9時～20時 全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日	○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日受け付ける。	子ども家庭課
	088 「人権・子どもホットライン」の設置	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時) 相談受付件数 179件	子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、相談対応を行う。毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を図る。	○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付ける。	子ども家庭課
	089 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	・メンタルフレンドの登録数 20名 ・メンタルフレンドの派遣回数 54回	児童相談所が支援を行っている不登校児童及び情緒障害児童等のうち、児童相談所長が適当と認めた子どもの家庭等にメンタルフレンドを派遣する。	○	毎年度、メンタルフレンドを派遣する延べ回数 86回	86回	54回	86回	62.8%	C	・メンタルフレンドの登録数及び派遣数は、昨年度に比べ減少している。 ・メンタルフレンドの事業の普及、広報について、継続して取り組む必要がある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課
② 生活困窮者等の子どもへの支援														
	090 子どもの健全育成プログラム	生活保護のケースワーカー等を対象とした、生活保護世帯等の子どもへ支援を行うための手順や留意点及び関連する情報を集めた、子どもの健全育成プログラム(支援の手引き)を策定し、定期的に見直しを行います。	関係部局の協力を得て、修正・改善を行い、最新情報が掲載されるように取り組んでいる。平成30年度改訂版を平成30年10月に策定、県内福祉事務所、関係機関等に配布した。(平成30年度は、保護費基準の見直し時期に合わせ、10月改定とした。)	生活困窮世帯の子どもへの健全育成を支援する取組みの一つとして、生活困窮世帯の子どもへ支援を行うための手順や留意点及び関連する情報を集めた子どもの健全育成プログラムを、庁内関係部局の協力を得て内容を見直し、改定版を毎年発行する。	○	改定版を年1回発行	1回	1回	1回	100.0%	A	子どもへの支援効果については、数値化することが難しく、成果が見えにくい状況にある。子どもの行動変容をはじめ、支援効果の見える化が課題といえる。	福祉事務所のケースワーカーが子どもへの支援を行う上で活用するため手順や留意点、関連する情報を集めた支援の手引書にあたる子どもの健全育成プログラムを作成し、関係機関へ配布、周知する。	生活支援課
	091 子ども・青少年の居場所づくり推進事業	食事提供等が可能な居場所づくりのモデル的な取組みを進めるとともに、その成果を広く普及し、市町村や民間団体等による新たな取組みを促進します。	・藤沢市と連携して、市内2カ所に学習支援や食事の提供を行う、子ども・青少年の居場所を開設 ・子ども・若者の居場所づくりフォーラム開催(11月20日) 神奈川県民ホール大会議室83名参加	・藤沢市と連携して、市内2カ所に学習支援や食事の提供を行う、子ども・青少年の居場所を開設 ・子ども・若者の居場所づくりフォーラム開催	○	市内2箇所 フォーラムの開催	2箇所 1回	2箇所 1回	2箇所 1回	100.0% 100.0%	A A	平成30年度末で事業終了	平成30年度末で事業終了	青少年課
③ 子どもに関わる相談支援体制の充実														
	092 被虐待児へのこころのケア	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続したこころのケアを図ります。	虐待を受けた児童に対して、児童心理司や心理担当職員が継続した面接等により、こころのケアを行った。									児童虐待の相談受付件数は年々増加しており、引き続き丁寧な心のケアを行うことが必要である。	虐待を受けた子ども一人一人の年齢や発達に合わせ、面接等による心のケアを行う。	子ども家庭課
	093 かながわ子ども若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介し、延4,243件の電話・来所相談に対応した。	子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)」を運営し、延4,243件の電話・来所相談に対応した。	・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。	○	毎年度全体会議1回 毎年度ブロック会議5回 毎年度セミナー受講者70人	1回 5回 70人	1回 5回 65人	1回 5回 70人	100.0% 100.0% 92.9%	A A B	市町村(横浜市・相模原市を除く)において、子ども・若者支援地域協議会の設置が進んでいない事が課題となっている。	引き続き、神奈川県子ども・若者支援連携会議等を通じて、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。	青少年センター



「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

大柱－中柱－項目	構成施策事業		実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定			
(5) 若者への支援の充実														
① 若者への相談支援体制の充実														
	094 ころの電話相談【再掲】	県民を対象に、ころの健康について悩みがある方の相談を受ける「ころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	ころの電話相談 相談件数:8,797件	平成30年度から34年度の「ころの電話」相談件数 9,300件／年	○	相談件数 9,300件／年	9,284件	8,797件	9,300件	94.6%	B	年間9,000件近いが、フリーダイヤルであることも影響し、接続率は約3%を推移しており、繋がらない状況が続いている。再利用者が多く、電話依存を助長している可能性が懸念される。	引き続き実施するとともに、従来より精神保健福祉センターが主催する電話相談員研修に、相談員が参加することにより、相談技術の向上を図る。	精神保健福祉センター
	095 ストレスチェックホームページ・アプリ「ころナビかながわ」の運営【再掲】	気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若者が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	バスのデジタルサイネージや県内学生ポータルサイト、ME-BYOカルテ等で積極的なアプリの周知を行った結果、平成30年度は総アクセス件数が53,599件となり、昨年度の42,542件を上回る結果となった。	アクセス数累計 300,000件(平成28～34年度)	○	300,000件	78,000件	173,203件	128,400件	188.9%	A	当該アプリは平成28年から運用を開始したが、レイアウトの更新等は行っているものの、コンテンツの更新は行っておらず、ユーザー離れが進んでいることから、新たなコンテンツの作成等も視野に入れる必要がある。	「ころナビ かながわ」の周知に昨年度同様力を入れつつ、上記課題を踏まえ、新たなコンテンツの作成等に向けた情報収集や必要に応じて予算措置を行う。	がん・疾病対策課
	096 自殺対策強化月間におけるCM等の配信【再掲】	自殺予防週間や自殺対策強化月間において、若年者の関心がある映画の上映時に、自殺対策関連のCMを配信する等、若年層が相談窓口等をより利用しやすくなるよう、取組みを進めます。	「ころナビ かながわ」の周知CMを9月に厚木・平塚・綾瀬営業所管内で、3月に藤沢・茅ヶ崎・平塚営業所管内で、計240台のバス車内デジタルサイネージ広告にて放映した。	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めることを目的として、平成30年度から34年度間で、県内の路線バス累計650台において、自殺対策関連CMを配信する。	○	5年間で650台のバス広告掲出	0台	240台	130台	184.6%	A	バス車内のデジタルサイネージ広告は一定の効果認められるものの、「ころナビ かながわ」の周知CMは作成後、数年経過していることから、将来的に新たなコンテンツの作成等を検討する必要がある。	今年度は9月と3月の計2か月間、バス車内デジタルサイネージ広告を実施したが、来年度に關しても少なくとも1か月間は実施見込みである。	がん・疾病対策課
② ICTを活用した若者への支援体制の充実														
	097 ストレスチェックホームページ・アプリ「ころナビかながわ」の運営【再掲】	気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若者が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	バスのデジタルサイネージや県内学生ポータルサイト、ME-BYOカルテ等で積極的なアプリの周知を行った結果、平成30年度は総アクセス件数が53,599件となり、昨年度の42,542件を上回る結果となった。	アクセス数累計 300,000件(平成28～34年度)	○	300,000件	78,000件	173,203件	128,400件	188.9%	A	当該アプリは平成28年から運用を開始したが、レイアウトの更新等は行っているものの、コンテンツの更新は行っておらず、ユーザー離れが進んでいることから、新たなコンテンツの作成等も視野に入れる必要がある。	「ころナビ かながわ」の周知に昨年度同様力を入れつつ、上記課題を踏まえ、新たなコンテンツの作成等に向けた情報収集や必要に応じて予算措置を行う。	がん・疾病対策課
	098 ICTを活用した若者支援の充実	若者が相談しやすい体制を図るため、ICTを活用した相談支援について研究し、体制づくりを進めます。	3月1日から30日まで、Twitterにて「死にたい」「つらい」等の投稿をしたユーザーに対して、県相談窓口を記載したTwitter広告を表示させ、計40件を電話相談へつなげた。	自殺者数の目立った減少が見られない若者への相談支援体制の充実を目的に、各年度SNSを活用し、県電話相談窓口30件以上の相談誘導を行う。	○	SNSを活用し県電話相談窓口30件以上の相談誘導	3件	40件	30件	133.3%	A	相談窓口の周知にTwitterを活用し、既存の電話相談へつなげる仕組みであったが、若年層の電話相談利用率は低く、SNS相談の検討の必要性を改めて感じた。	国や庁内他課で先行事例があるLINE相談の実績を分析し、ころの健康や病に関する相談窓口として活用することが適当と判断した場合は、仕様の構築や予算措置等を行う。	がん・疾病対策課
③ 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進														
	099 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	県内大学等との連携を強化し、学生や教職員に対して、自分や身近な友人、家族等のころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようゲートキーパー養成研修を実施します。	大学生を対象に研修を行い、ころの健康についての理解を深め、身近な人のころの健康保持や必要な支援を行うことができるよう、ゲートキーパーとしての養成を行った。 ・開催回数 1回 ・研修対象 国際医療福祉大学 小田原保健医療学部(主に1年生) ・養成者数 87人 ※予定回数との減や、内部講師での対応となったため、決算額が大幅に節減となった。	県内の大学2校以上において、大学生向けのゲートキーパー養成研修を実施する。	○	毎年度県内大学2校以上においてゲートキーパー養成研修を実施	1校	1校	2校	50.0%	C	平成30年度は、当初、2校での実施を予定していたが、実施先学校との日程が困難となり、1校の実施となってしまった。今後は、研修の実施先の新たな開拓が求められる。	令和元年度より精神保健福祉センターへ業務を移管し、さらに効果的かつ専門的な研修となるよう、充実を図っていく。 ＜令和元年度 実施状況＞ ①7月23日(火)実施済@県立保健福祉大学保健福祉学部 社会福祉学科3年生 55名 ②12月2日(月)実施予定@国際医療福祉大学小田原保健医療学部	がん・疾病対策課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定			
④ ひきこもり対策の推進														
	100 かながわ子ども若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介しします。	子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）」を運営し、延4,243件の電話・来所相談に対応した。	・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。	○	毎年度全体会議1回 毎年度ブロック会議5回 毎年度セミナー受講者70人	1回 5回 70人	1回 5回 65人	1回 5回 70人	100.0% 100.0% 92.9%	A A B	市町村（横浜市・相模原市を除く）において、子ども・若者支援地域協議会の設置が進んでいない事が課題となっている。	引き続き、神奈川県子ども・若者支援連携会議等を通じて、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。	青少年センター
	101 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、こころの病気等について電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成29年度:相談13,614件、訪問指導3,475件(延件数) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
⑤ 若年無業者等職業支援														
	102 かながわ若者就職支援センターでの支援	かながわ若者就職支援センターにおいて、国と連携し、キャリアカウンセリングや就職情報の提供等を実施し、若年者の就職活動を支援します。	かながわ若者就職支援センターでの各種セミナーに加え、地域出張相談を行うなど、利用者の利便性に配慮した。また、平成30年度より「シニア・ジョブスタイル・かながわ」の利用者も利用可能とするなど、ニーズを的確に捉えた事業を実施した。その結果、平成30年度の進路決定者数は667人となった。	「かながわ若者就職支援センター」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率	○	平成34年度までに55%以上の利用者が就職等進路決定	35.0%	41.8%	35.0%	119.4%	A	長年に渡り雇用環境が改善していることから、キャリアカウンセリング利用者数が減っており、施設利用者全体も減少傾向にある。現在もインターネット等の活用を図るとともに、広報誌への掲載、各種イベント等におけるパンフレットの配布や施設案内を行い、かながわ若者就職支援センターへの来所を誘導しているが、県民に対し施設の存在を今後も広く周知する必要がある。	かながわ若者就職支援センターの運営受託者の入札を、昨年度までの一般競争入札からプロポーザル方式に変更し、受託者から運営に係る企画提案を募集することで、より利用者の視点に沿った施設運営を目指すとともに、従来より実施している、キャリアカウンセリングや、応募書類の書き方、ビジネスマナー、面接訓練などの就職活動に役立つセミナー等を開催し、39歳までの若年者の就業を支援する。	雇用労政課
	103 かながわ若者サポートステーション事業	地域若者サポートステーションを設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向けそれぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。	全国のサポートステーションの就職者数が減少傾向にある中、臨床心理士等による専門的な相談や、働く意識を高めるための支援プログラムの実施など、就労に向けた支援を行い169人が就職した。	地域若者サポートステーションを運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向けそれぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う。	○	平成30年は280人を就職させる※次期総合計画の目標値は就職率を基準予定	280人	169人	280人	60.4%	C	全国的にも地域若者サポートステーションの就職者数が減少しており、利用者の傾向として、就職に結びつきづらい青少年が多くなっていることも見受けられ、それぞれの置かれた状況に応じた支援プログラムを提供する必要がある。	市町村や関係機関と連携し、地域若者サポートステーションへの新規登録者を増やすとともに、若者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて支援プログラムを提供するなど個別・継続的に包括的な支援を推進する。	青少年課
6 労働関係における自殺対策を進める														
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進														
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進														
	104 メンタルヘルス講演会の開催【再掲】	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	メンタルヘルス講演会を開催し、242名が参加した。	メンタルヘルス講演会開催	年	1回	1回	1回	1回	100.0%	A	特になし	引き続き、かながわ労働センターにおいて、「働く人のメンタルヘルス相談」を実施していく。	雇用労政課
	105 職場のハラスメント対策等【再掲】	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行いました。	職場のハラスメント対策として中小企業労働改善訪問	370件/年	370件	389件	370件	370件	105.1%	A	特になし	引き続き、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を実施していく。	雇用労政課
				職場のハラスメント対策として中小企業労務管理セミナー	年	6回	6回	6回	6回	100.0%	A			

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなされないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱－項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定
② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進															
	106 職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会の開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内:1回 12名参加 ・平塚保健福祉事務所秦野センター管内:1回 32名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内:1回 65名参加 ・小田原保健福祉事務所管内:2回 計113名参加 ・厚木保健福祉事務所管内:4回 計224名参加										職場において、メンタルヘルス対策の推進のために、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していくことが必要である。	引き続き、関係機関と連携して職域研修会を開催するとともに、開催時にはうつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及させていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の推進															
	107 働く人のメンタルヘルス相談の実施【再掲】	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	働く人のメンタルヘルス相談としてかながわ労働センターにおいて毎月4回実施する。	○	毎年度48回	48回	47回	48回	97.9%	B	特になし	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施する。	雇用労政課	
(2) 長時間労働の是正に向けた取組みの推進															
① 長時間労働の是正に向けた企業等への普及啓発等															
	108 経済団体への要請の実施	長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請します。	長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請した。	毎年度1回国と連携して労働環境の改善等について協力要請する。	○	毎年度1回	1回	1回	1回	100.0%	A	特になし	引き続き実施していく。	雇用労政課	
	109 セミナー、講演会等の開催	企業の経営者、人事担当者、管理職等を対象にした、セミナーや講演会を開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図ります。また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行います。	企業の経営者、人事担当者、管理職等を対象にした、セミナーや講演会を開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図った。また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行った。	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等(5種類)への参加者数を、毎年150人とする。	○	参加者数計150人	150人	150人	150人	100.0%	A	特になし	引き続き、企業の経営者、人事担当者、管理職等を対象にした、セミナーや講演会を開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図ります。また、引き続き、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行います。	雇用労政課	
	110 労働相談の実施	過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応します。また、過重労働の解消に係る強化期間を設け、セミナーや街頭労働相談等を集中的に実施します。	過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応した。また、過重労働の解消に係る強化期間を設け、セミナーや街頭労働相談等を集中的に実施した。	かながわ労働センター本所及び各支所において、一般労働相談(週5回)、を実施する。 本所において、日曜労働相談を実施する。 本所において、夜間労働相談(週1回)を実施する。	○	週5回	週5回	週5回	週5回	100.0%	A	特になし	引き続き、労働相談や過重労働の解消に係る強化期間を実施していく。	雇用労政課	
	111 違法な時間外労働が認められる企業情報の提供	県に寄せられる労働相談のうち、違法な時間外労働が認められる企業の情報を、指導監督権限を有する神奈川労働局へ提供します。	提供事例なし									特になし	引き続き、情報があつた場合には、実施します。	雇用労政課	
(3) 労働環境の改善に向けた広報活動の推進															
① 労働者の心身の健康を守るための制度や施策等の知識の普及と啓発															
	112 啓発資料の作成、配布等	メンタルヘルス対策をはじめとして労働者の心身の健康を守るための法制度やルール、施策等について、使用者・労働者等に普及啓発するため、資料の作成や配布を行います。	働き方改革に関する手引きを95,000部を作成、配布したほか、広報紙に掲載するなど普及啓発を行った。									特になし	引き続き、普及啓発のため、必要に応じて、資料の作成、配布を行っていく。	雇用労政課	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなされないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定				
7 うつ病対策を進める															
(1) うつ病の知識と理解を進めるための普及啓発活動の推進															
① 講演会やリーフレットの配布、広報媒体などの活用による普及啓発活動の推進															
	113	うつ病講演会の開催	自殺対策強化月間等において、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。	平成31年3月14日、大和市にて開催。参加者287名	平成30年度から34年度の5年間で講演会参加者数 累計500人	○	参加者数 累計500人	0人	287人	100人	287.0%	A	県民がうつ病に関する正しい知識を習得し、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解すること、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要である。	自殺対策強化月間等において、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。	精神保健福祉センター
	114	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成29年度:相談13,614件、訪問指導3,475件(延件数) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
(2) 精神科医療体制の充実															
① 地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉等のネットワーク体制の充実															
	115	精神科救急医療体制整備事業	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	・精神保健福祉法第22条～27条に基づく申請・通報件数は2,203件であり、うち1,270件が措置診察へつながった。 ・精神科救急医療相談窓口への相談件数は8,921件であり、うち461件において受診・入院のための医療機関を紹介した。 ・湘南鎌倉総合病院における精神科特例病床の整備について、医療課と連携し、進めていった。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	6施設	100.0%	A	調整は行っているものの、依然として、横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備できていない。	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設の整備に向け、調整を進めていく。	がん・疾病対策課
	116	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成29年度:相談13,614件、訪問指導3,475件(延件数) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
	117	県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供	県立精神医療センターにおいて、難治性うつ病等に対する治療法(反復性経頭蓋磁気刺激法)の開発やうつ病等の精神疾患患者を対象としたストレスケア医療に取り組みます。	・ストレスケア医療の病診連携推進のため地域医療機関向けの病院見学会を開催するなどの取組みの結果、療養効果を高めるため全室個室としているストレスケア病棟の病床利用率が前年度を1.2ポイント、目標値を2.1ポイント上回る95.1%となった。 ・平成31年度から開始する反復性経頭蓋磁気刺激法(rTMS)の保険診療に向けた準備を進めた。 ・復職に必要な体力の回復、ストレス対処スキルの獲得を目的とした通所型リハビリテーションプログラムであるリワークデイケアでショートケアに加え、一日デイケアを開始するなど、患者の職場復帰、家庭復帰を支援した。	県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供	○	うつ病等の精神疾患患者を対象としたストレスケア医療に取り組む。	ストレスケア病棟病床利用率H29年度93.9%	95.1%	93.0%	102.3%	A	うつ病の患者に対する反復性経頭蓋磁気刺激法の保険診療の開始に向け、院内準備に万全を期す必要がある。	県の精神科中核病院として、引き続き積極的にストレスケア医療に取り組むとともに、うつ病の患者に対し反復性経頭蓋磁気刺激法の保険診療を開始する。	県立病院課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定
(3) かかりつけ医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上														
① かかりつけ医師等へのうつ病患者に対する適切な対応力向上研修の実施														
	118 ころといのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、受講を修了した計302名の医師に修了証書を発行した。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)	○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	302人	240人	125.8%	A	うつ病の患者は、最初に身体の不調から内科等のかかりつけ医と受診することが多いため、かかりつけ医と精神科医との連携をさらに推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	引き続き、研修企画委員会で内容を協議し、研修会を開催していく。	精神保健福祉センター
(4) かかりつけ医師等と精神科医師との連携強化														
① かかりつけ医師等がうつ病と診断した人を精神科医師につなぐ連携構築及び強化														
	119 ころといのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が患者のこころの不調に気づき、適切に対応するために、うつ病についての知識や技術を修得する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」のさらなる充実に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、計302名の医師が受講を修了した。 ・当該研修の開催において、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係、うつ病の基礎知識や精神科との連携の基本等についての講義や事例検討を行った。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)	○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	302人	240人	125.8%	A	うつ病の患者は、最初に身体の不調から内科等のかかりつけ医と受診することが多いため、かかりつけ医と精神科医との連携をさらに推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	引き続き、研修企画委員会で内容を協議し、研修会を開催していく。	精神保健福祉センター
(5) 小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携強化														
① かかりつけの小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携構築及び強化														
	120 ころといのちの地域医療支援事業【再掲】	小児科・産婦人科の医師が、妊産婦や乳幼児を養育する母親等のこころの不調に気づき、適切に対応するために、うつ病についての知識や技術を修得する、対応力向上研修の継続的な実施に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、産科、小児科を含む医師計302名が受講を修了した。 ・当該研修の開催において、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係、産後うつを含むうつ病の基礎知識や精神科との連携の基本等についての講義を行った。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)	○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	302人	240人	125.8%	A	妊婦、出産後間もない時期の産婦、乳幼児を養育する母親等に対し、この時期のかかりつけ医となる小児科医や産婦人科医が、周産期のうつ病の特徴について理解し、うつ病を早期に発見し、精神科医師との連携を図りながら、早期に治療につなげていくことが必要である。	引き続き、研修企画委員会で内容を協議し、研修会を開催していく。	精神保健福祉センター
(6) 精神医療関係者への研修の充実														
① 精神科看護職員に対する研修の実施														
	121 精神科看護職員研修事業	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等に対して有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組みます。	県精神科病院協会主催の精神科看護職員研修に対して511千円の補助金を交付した。新人看護職員向け研修会では45人、中堅看護職員向け研修会では27人が受講した。	県内の精神科看護に従事する看護職員に対し、認知行動療法に対応できる看護職員を養成するための研修会を開催し、32年度までに、新人看護職員を累計690人、中堅看護職員を累計1,035人養成する。(医療介護総合確保基金の計画において、平成32年度までの目標として設定)	○	県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、新人看護職員を平均10人追加養成	147人	192人	328人	24.9%	D	事業実施が年度後半となり(12月～)、病院への周知等が短期間となってしまった等の理由から、参加者が予定を満たさなかった。	研修会について、引き続き補助を行っていくとともに、補助団体である県精神科病院協会に対し、受講者の増加を検討するよう投げかけていく。	がん・疾病対策課
						県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、中堅看護職員を平均15人追加養成	145人	172人	442人	9.1%	E			

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安×(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値÷(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定
(7) うつ病の早期発見早期治療につなぐ体制整備															
① 地域の相談機関等の訪問や住民検診、妊産婦検診、健康相談の機会の活用															
	122 市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援	県では、市町村が実施する妊娠からの切れ目ない支援体制の整備に向け、情報共有のための連絡調整会議、保健師等の研修会、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。	【研修会】 県内行政機関、医療機関等に従事する保健師、助産師、看護師等を対象とした研修を開催 開催回数 2回、参加人数 83人 【連絡調整会議】 各地域で課題・現状に即した事業取組が進むよう、情報共有、関係機関との連携を図る 実施回数 健康増進課 3回、保福21回										市町村が地域の特性に応じた妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うための事業を実施し、県では、市町村の体制整備に向け、人材育成等の支援を行う等、引き続き取り組む。	県では、市町村の体制整備に向け、人材育成等の支援を行う等、引き続き取り組む。	健康増進課
(8) うつ病セミナー・講演会等当事者支援の充実															
① うつ病の家族や当事者を対象としたセミナー・講演会の開催															
	123 うつ病講演会の開催【再掲】	自殺対策強化月間等において、うつ病の家族や当事者を対象に、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。	平成31年3月14日、大和市にて開催。参加者287名	平成30年度から34年度の5年間で講演会参加者数 累計500人	○		参加者数 累計500人	0人	287人	100人	287.0%	A	県民がうつ病に関する正しい知識を習得し、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解すること、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要である。	自殺対策強化月間等において、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。	精神保健福祉センター
	124 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、うつ病に関する講演会や研修会を開催します。	(精神保健福祉相談) 平成29年度:相談13,614件、訪問指導3,475件(延件数) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。										入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
(9) うつ病等職場復帰プログラムに関する情報提供の充実															
① うつ病による休職者への職場復帰プログラム実施医療機関や関係機関の情報提供															
	125 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、うつ病等精神疾患を抱える方への電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。また、講演会等を通じて情報提供を行います。	(精神保健福祉相談) 平成29年度:相談13,614件、訪問指導3,475件(延件数) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。										入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなされないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定
8 ハイリスク者対策を進める														
(1) 統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援														
① 継続的な支援体制の整備及び自助活動に対する支援														
	126 精神保健福祉普及 相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援について、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談、訪問等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成29年度:相談13,614件、訪問指導3,475件(延件数) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。								入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター	
	127 ハイリスク者訪問支援	自殺未遂者や精神疾患があり、自殺企図の可能性のある人に対して、指定相談事業所に専門の相談員を配置し、訪問支援等に取り組みます。	医療法人財団青山会への補助事業であり、以下のように実施した。 ・専任相談員が自殺未遂者や企図者(ハイリスク者)に対し、訪問等相談支援を行った。 ・医療機関をはじめ関係機関と連携し、ハイリスク者の早期対応を図り未然に防止した。 ・自死遺族に対し、訪問、面接、電話による介入で精神的フォローアップを実施した。 ・医療機関、居宅介護事業所、障害福祉事業所など多職種合同での事例検討会。 ・地域自殺対策連絡会などを通じた情報提供、共有を行った。 ・女性相談員への相談対応に関する助言を行った。	指定相談事業所に専門の相談員を配置し、ハイリスク者に対して訪問・面談・電話等による支援活動を行う。	○	平成29～30年度支援活動件数実績の平均より算出した支援活動件数3,000件以上	2,990件	3,039件	3,000件	101.3%	A	自殺未遂者等のハイリスク者への介入から、継続した生活支援につなげるため、地域の関係機関との連携強化を一層推進する必要がある。	今年度から引き続き、地域で生活する自殺未遂者等のハイリスク者に対して、相談支援事業所において支援を行うとともに、相談支援専門員を配置して、相談・訪問支援を行う。	がん・疾病対策課
	128 依存症対策総合支援事業	アルコール、薬物、ギャンブル依存症等の治療及び回復支援を図るため、依存症治療拠点機関を選定し、依存症対策の推進に取り組みます。	依存症治療拠点機関として県立精神医療センター及び北里大学東病院を選定した。また、依存症専門医療機関として、上記2つの医療機関に加え、4つの病院・診療所を指定した。	依存症専門医療機関数 10施設  依存症治療拠点機関数 1施設	○  ○	依存症専門医療機関数 10施設  依存症治療拠点機関数 1施設	0施設  0施設	6施設  2施設	6施設  1施設	100.0%  200.0%	A  A	治療拠点機関を2つ選定したことにより、各治療拠点機関が担う役割を明確化する必要がある。また、依存症相談拠点機関の設置についても検討する必要がある。	治療拠点機関を中心に県の依存症対策を一層推進するとともに、専門医療機関の増加と相談拠点機関の設置を進める。	がん・疾病対策課
	129 精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるように精神科救急医療体制を整備します。	・精神保健福祉法第22条～27条に基づく申請・通報件数は2,203件であり、うち1,270件が措置診察へつながった。 ・精神科救急医療相談窓口への相談件数は8,921件であり、うち461件において受診・入院のための医療機関を紹介した。 ・湘南鎌倉総合病院における精神科特例病床の整備について、医療課と連携し、進めていった。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	6施設	100.0%	A	調整は行っているものの、依然として、横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備できていない。	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設の整備に向け、調整を進めていく。	がん・疾病対策課
	130 向精神薬の重複処方 のチェック	生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されていないか点検を実施します。また、県において監査等により不適切な受診が認められた場合には、生活保護実施機関に対し、当該受給者に対する面接等により、必要な指導指示を行うよう指導します。	生活保護法による施行事務監査により、全福祉事務所等に年1回アリング等により必要な場合に指導指示を行った。	生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されていないか点検を実施する。また、県において監査等により不適切な受診が認められた場合には、生活保護実施機関に対し、当該受給者に対する面接等により、必要な指導指示を行うよう指導する。	○	毎年1回県域全福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施	1回	1回	1回	100.0%	A	各福祉事務所の担当者が数年で変更するため、引継ぎ不十分な場合がみられる。	引き続き、年1回の監査時に確認し、必要に応じて質問等に随時回答していく。	生活保護課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱－項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定			
② 精神科医療関係者、福祉・介護等従事者に対する研修の実施														
	131 精神科看護職員研修事業【再掲】	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等に有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組みます。	県精神科病院協会主催の精神科看護職員研修に対して511千円の補助金を交付した。新人看護職員向け研修会では45人、中堅看護職員向け研修会では27人が受講した。	県内の精神科看護に従事する看護職員に対し、認知行動療法に対応できる看護職員を養成するための研修会を開催し、32年度までに、新人看護職員を累計690人、中堅看護職員を累計1,035人養成する。(医療介護総合確保基金の計画において、平成32年度までの目標として設定)	○	県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、新人看護職員を平均10人追加養成	147人	192人	328人	24.9%	D	事業実施が年度後半となり(12月～)、病院への周知等が短期間となってしまった等の理由から、参加者が予定を満たなかった。	研修会について、引き続き補助を行っていくとともに、補助団体である県精神科病院協会に対し、受講者の増加を検討するよう投げかけていく。	がん・疾病対策課
	132 依存症セミナーの実施(保健・福祉・介護・司法等従事者を対象とした研修の実施)	様々な分野に従事する支援者等を対象に、自殺のリスクの高いアルコールや薬物依存症への正しい知識の習得と本人や家族に対する関わり方を学ぶことを目的とした研修を実施します。	○第1回依存症セミナー 開催日:平成30年7月11日～12日 対象者:地域医療機関・関係機関等 研修内容:依存症概要、治療プログラム等  ○第2回依存症セミナー 開催日:平成31年1月23日 対象者:地域医療機関・関係機関等 研修内容:SCOPプログラムについて	累計受講者数を増加させ、平成34年度末までに累計150人とする。	○	累計受講者150人	0人	72人	30人	240.0%	A	アルコール依存症に関する研修の充実はもちろん、平成31年4月に国のギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定され、今後県としても一層対策の推進に取り組む必要があることから、ギャンブル依存に関連したプログラムを充実させる必要がある。	今年度に引き続き、依存症セミナーを実施し、アルコール依存症に対する正しい知識やアルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶ機会を提供する。	がん・疾病対策課
(2) 生活困窮者、失業者への支援の充実														
① 包括的な相談会の実施														
	133 包括相談会の開催	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	包括相談会を各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「こころとくらしの相談会」を精神保健福祉センター主催で2回実施 ※包括的な相談会として、4回のうち神奈川県川崎市主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して相談会を実施	精神保健福祉センター
	134 暮らしとこころの相談会	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県川崎市主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
(3) 行方不明者の発見活動														
① 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動の実施														
	135 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動	自殺のおそれのある行方不明者届を受理した際、不明当時の状況、不明者がよく行く立ち回り先等、不明者につながる情報をもとに、調査、探索を実施し、行方不明者の早期発見保護に努めます。	自殺のおそれのある行方不明者届を受理した際、行方不明者の早期発見のための探索活動を実施した。									行方不明者の行動が把握できないことから、早期発見が困難である。	引き続き、迅速な探索活動を実施して、自殺のおそれのある行方不明者の早期発見に努める。	人身安全対策課



「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなされないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値 - (B)計画当初時点 / (D)達成目安 - (B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値 / (D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E (A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

大柱－中柱－項目	構成施策事業		実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課								
	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定							
(4) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援体制の整備																						
① がん患者に対する支援体制の構築																						
	136 専門的な施設やサービスへつなぐ体制づくり	県は、がん患者の自殺対策について重要性・必要性を認識し、「神奈川県がん対策推進計画」に「がん患者の自殺対策」を盛り込んだうえで、がん相談支援センターに対して、県が実施している「こころつなげよう電話相談事業」等の自殺対策を周知し、自殺対策に特化した対応が必要ながん患者を適切な施設またはサービスにつなげるよう働きかけます。 がん診療連携拠点病院等及び小児がん拠点病院のがん相談支援センターは、県の取組みについて理解し、がん患者の状態や必要に応じて、適切な専門施設またはサービスにつなげます。 県は、県ホームページや冊子等により、がん患者団体等をはじめ、がん患者やその家族等に対して、県が電話相談を実施していること等を周知します。	・がんサポートハンドブックに「こころの電話相談」や「いのちの電話」の相談窓口一覧の掲載を追加した。 ・がん患者の自殺対策研修会 実施 2019年3月27日(水) 15時～16時50分 県立がんセンター 大会議室 参加者 34名	がん患者と接する機会が多い医療従事者や保健福祉事務所職員を対象に、がん患者の自殺対策に係る研修会を実施し、平成30年度から34年度間で、受講者数150人以上とする。								○	平成30～34年度間で受講者数150人以上	0人	34人	30人	113.3%	A	がん相談支援センターの多くの相談員に研修会に参加してもらおうこと。	自殺対策研修の参加者を増やすため、研修内容や研修時期等を検討していく。	がん・疾病対策課	
② がん患者・その他の慢性疾患患者等への学校教育における支援の充実																						
	137 県立学校における児童・生徒の健康相談・保健指導の充実	学校保健安全法等の法令に基づき行われる、心身の健康に関する児童生徒等の健康相談や健康状態の観察に基づく保健指導や、保護者への助言、その際の医療機関及び関係機関等との連携等、各校における取組みや教育実践を支援します。	・学校保健安全法に基づき、学校においては、養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行う。また、健康相談や保健指導の際に、地域の医療及び関係機関との連携を図ることも大切であるとされている。 ・各校における取組みや教育実践を支援した。																支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より良い校内外の連携体制を築き、児童生徒の支援を充実させていく必要がある。	各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課	
9 社会的な取組み、環境整備を進める																						
(1) 地域における相談体制の充実																						
① 多様な相談に対応できる住民向け相談窓口一覧を掲載したリーフレット等の配布、周知																						
	138 リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防のためのリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等の普及啓発活動で配布し、県民への周知のさらなる強化を図ります。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。									○	毎年度3,000部配布	3,000部	3,000部	3,000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また、自殺の危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要のため、今後も普及啓発をしていく。特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取り組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図る。	精神保健福祉センター
② 関係機関の連携による包括相談会の実施																						
	139 包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	包括相談会を各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「こころとくらしの相談会」を精神保健福祉センター主催で2回実施 ※包括的な相談会として、4回のうち神奈川県立がんセンター主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施	相談会開催 4回/年  全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して相談会を実施	精神保健福祉センター								
	140 暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県立がんセンター主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施	相談会開催 4回/年  全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター								

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定
③ 子どもに関わる相談窓口の整備														
	141 「子ども・家庭110番」 「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置【再掲】	子どもや家庭について相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・子ども・家庭110番(毎日9時～20時) 相談受付件数 1,453件 ・全国児童相談所共通ダイヤル(24時間365日)	「子ども・家庭110番」、「全国児童相談所共通ダイヤル」で電話相談対応を行う。 子ども・家庭110番 毎日9時～20時 全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日	○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日受け付ける。	子ども家庭課
	142 「人権・子どもホットライン」の設置【再掲】	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時) 相談受付件数 179件	子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、相談対応を行う。毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を図る。	○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付ける。	子ども家庭課
	143 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣【再掲】	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	・メンタルフレンドの登録数 20名 ・メンタルフレンドの派遣回数 54回	児童相談所が支援を行っている不登校児童及び情緒障害児童等のうち、児童相談所長が適当と認めた子どもの家庭等にメンタルフレンドを派遣する。	○	毎年度、メンタルフレンドを派遣する延べ回数 86回	86回	54回	86回	62.8%	C	・メンタルフレンドの登録数及び派遣数は、昨年度に比べ減少している。 ・メンタルフレンドの事業の普及、広報について、継続して取り組む必要がある。	引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課
④ 障がい者に関わる相談窓口の整備														
	144 発達障害支援体制の推進(発達障害支援センターにおける相談の実施)	発達障害に関する各種相談への対応や、観察・発達検査等に基づいた相談面接による就労支援・発達支援を行います。 発達障害児者のライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、福祉、保健、医療、教育、労働、民間支援団体等と連携して発達障害児者及びその家族を支援します。 発達障害支援センターかながわA(エース)によるこれらの取組みのほか、各地域における支援体制の確立に向けて、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を実施します。	発達障害に関する各種相談について、1,308件の相談対応を行った。 発達障害者地域支援マネージャーによる活動は、地域巡回を501件、個別ケースにかかる支援を433件実施した。個別ケースにかかる支援のうち、訪問や来所等による支援は258件実施した。	発達障害支援センター利用者数 1,200/年	○	利用者数 1,200/年	1,200人	1,308人	1,200人	109.0%	A	発達障害者地域支援マネージャー活動を通じて、発達障害に関する相談数の増加が報告されている。また、地域の相談機関からは専門的な見立てや助言を求められているなど、発達障害について高い専門性を持った支援を望む声が多く挙げられている。	発達障害支援センターかながわA(エース)は、支援者養成のために開催している研修を継続実施し、地域の支援者のスキルアップを目指すほか、支援機関を支えていくために、試行中のアウトリーチ支援を更に進める。 発達障害者地域支援マネージャー活動の充実を図り、支援体制の整備を進める。	障害福祉課
	145 高次脳機能障害巡回相談の実施	高次脳機能障害支援拠点機関である神奈川県総合リハビリテーションセンターのスタッフが地域の相談支援事業所へ出向き、高次脳機能障害者や家族に対して専門相談を行います。	・当事者家族会等6か所に参加し、専門相談等を行った。 ・毎回参加いただく方に加えて新たに参加される方もおり当事者・家族同士のピアカウンセリング、身近な地域での相談場所としての認識が広がっている。当事者・家族会に専門相談を実施し、地域の支援者にも同席をしていただくことで、高次脳機能障害者支援のポイントや社会資源の情報共有につながり、身近な地域で相談を受けられる体制作りの一助となっている。	巡回相談件数 45件/年	○	45件/年	41件	61件	45件	135.6%	A	・高次脳機能障害者はその障害特性ゆえに、自身のニーズの言語化の難しさや、受傷前と受傷後の自己の能力の違いを感じることに不安感、障害を受け入れることへの内的な揺れ等を抱えていると考えられる。ご本人の内面を理解し寄り添うには、丁寧な支援と長期的視座が必要であり、さらに当事者を支える家族や地域の支援者へのサポートも不可欠である。 ・住み慣れた地域での支援の充実が図られるよう、高次脳機能障害者の生活全体を俯瞰した支援プログラムの実践に向け、有効性や効果の検証を今後重ねる必要がある。	・昨年度と同様に、地域での当事者会・家族会6か所(毎月5回及び適時)への参加と専門相談を実施する。 ・相談支援専門員による地域の社会資源の情報提供や、家族会によるピアサポート機能に、拠点機関の相談支援コーディネーターによる専門的な視点も加えより実践的な支援の拡充につなげていく。	障害福祉課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなされないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定
	146 障がい福祉相談支援体制の整備促進	障がい保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置し、圏域ごとに年2回以上開催します。また、第4期障がい福祉計画に基づき、相談支援専門員、市町村職員の人材養成支援を実施します。相談支援ネットワーク形成支援及び相談支援に携わる人材養成支援として、市町村職員及び相談支援専門員等を対象に事例検討会を各圏域で年4回以上実施します。	＜平成30年度実績＞ ○ネットワーク形成に取り組む圏域 5圏域 ○障害者自立支援協議会の開催 各圏域2～3回 ○事例検討会の開催 各圏域4～5回	相談支援等ネットワーク形成事業により、各障害保健福祉圏域(政令市を除く)に本事業を社会福祉法人等に委託し、各障害保健福祉圏域の地域性に合わせた重層的な相談支援体制の整備を進める。	○	5つの障害保健福祉圏域において、相談支援のネットワーク形成等に取り組む	5圏域	5圏域	5圏域	100.0%	A	市町村の基幹相談支援センターとの役割が重複するため、明確な役割分担が今後必要である。	年度当初より当該年度の事業実施計画を5圏域共通様式にて共有する。市町村を跨ぐ障害保健福祉圏域としてのネットワーク構築等の地域性に合わせた事業を展開する。	障害福祉課
					協議会を年2回以上開催	2回	2.2回	2回	110.0%	A				
					事例検討会を年4回以上開催	4回	4.4回	4回	110.0%	A				
⑤ ひとり親家庭相談窓口の整備														
	147 かながわひとり親家庭相談ダイヤルの開設	平日夜間や土日に相談できる電話相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。	相談受付時間：平日17時～22時、土日祝日(年末年始を除く)14時～19時 稼働日数：359日(平成30年度) 相談件数：438件(平成30年度) 相談件数が少なかった。									相談件数の実績は1日あたり1、2件と少なかった。中でも、小さな子どもを抱え生活困窮度が高いと考えられる20～30代の相談者数は、14.9%とわずかであった。	H30年度末をもって事業廃止。	子ども支援課
⑥ その他の相談窓口の整備														
	148 配偶者等暴力相談	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、年間5,291件のDV相談を受け付けるとともに、法律相談及び精神保健相談を行い、総合的支援を行った。									DV相談窓口の若年者からの利用促進に向けては、SNSを活用した相談窓口の開設に取り組む必要がある。	平成30年度に改定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」に基づき、より一層の被害者支援に取り組む必要がある。	人権男女共同参画課
(2) 経済的問題、法的問題に対する相談支援の充実														
① 多重債務者に対する相談窓口体制の充実														
	149 多重債務者相談の周知及び多重債務防止のための普及啓発	相談窓口の周知により、現に多重債務状態に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し救済と生活再建支援につなげるとともに、関係機関や団体と連携して新たな多重債務者の発生を予防します。	県内の多重債務相談窓口を案内するリーフレットを4,000部作成、配布した。	多重債務相談窓口を案内するリーフレットを4,000部作成、配布する。	○	リーフレット作成・配布4,000部	4,000部	4,000部	4,000部	100.0%	A	特になし	リーフレットを作成・配架する取組みを継続する。	消費生活課
	150 多重債務者等生活再建支援相談の実施	多重債務や住宅ローンの返済等に悩む方の生活の立て直しを図るため、生活再建支援相談に精通した団体への委託により相談や研修を実施します。	委託した団体「生活クラブ生活協同組合」と連携して、電話相談だけでなく、きめ細かな対応が可能な面談による相談窓口をかながわ中央消費生活センター内に設置し、多重債務者の救済と生活再建に向けた支援に加え、住宅ローンの返済等に悩む方の生活再建にまで踏み込んだ相談を実施した。									生活困窮者自立支援法により家計改善支援事業の実施が各自治体の努力義務となり、家計相談の役割分担を踏まえ、消費生活行政として実施する多重債務者対策事業の在り方が課題となっている。	生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施等関連する事業との役割分担を踏まえつつ、多重債務で悩む方からの相談に対応できる相談体制の在り方を検討、実施していく。	消費生活課
② 多様な法律相談等法的問題解決のための情報提供の充実														
	151 包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	包括相談会を各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「こころとくらしの相談会」を精神保健福祉センター主催で2回実施 ※包括的な相談会として、4回のうち神奈川弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施	相談会開催 4回/年  全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施	○  ○	4回  8箇所	4回  3箇所	4回  5箇所	4回  4箇所	100.0%  125.0%	A  A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して相談会を実施	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなされないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点/(D)達成目安÷(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値/(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定			
	152 暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
	153 配偶者等暴力相談【再掲】	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、年間5,291件のDV相談を受け付けるとともに、法律相談及び精神保健相談を行い、総合的支援を行った。		○	8箇所	3箇所	5箇所	4箇所	125.0%	A			
(3) 自殺多発地域等における対策の充実														
① 自殺多発地域や鉄道駅等における安全確保対策の促進														
	154 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議	自殺多発地域における、定期的な巡回パトロールの実施、地域周辺の安全確保に取り組みます。	ハイリスク地ネットワーク体制を推進し、検討会議の開催や実践的な未遂者支援対応の研修会の実施、普及啓発ポスター作成等、自殺未遂者対策や相談支援体制を整備することができた。 ・研修会:1回 57人参加 ・地域連絡会議:1回 16人参加 ・ハイリスク地ネットワーク会議:1回 28人参加 ・ハイリスク地の巡回活動:月2回 ・強化月間の夜間パトロール:年2回	周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議1回、研修会1回を開催し、巡回パトロールを月2回継続実施する。	○	連絡会議を1回開催 研修会1回を開催 巡回パトロール年24日実施	1回 1回 24日	1回 1回 24日	1回 1回 24日	100.0% 100.0% 100.0%	A A A	ハイリスク地の自殺者数を、いかに減少させ、イメージを払拭させていくかが課題である。	引き続き、ネットワーク体制を推進し、相互の連携を図りながら自殺者数を減少させていく。	保健福祉事務所
	155 ホームドアの設置促進	鉄道駅における転落防止等のため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に補助を行い、設置促進を図ります。	桜木町駅(JR根岸線)、横浜駅、上大岡駅、京急川崎駅(京急本線)、あざみ野駅、長津田駅(東急田園都市線)の6駅に対して補助。									特になし	引き続き、鉄道事業者が行うホームドア設置に補助を行い、設置促進に努めていく。	交通企画課
② 自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討														
	156 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】	自殺多発地域周辺の保健福祉事務所における、周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議の開催、関係機関・団体への支援者研修の開催を行い、自殺多発地域周辺の自殺予防に取り組んでいきます。	ハイリスク地ネットワーク体制を推進し、検討会議の開催や実践的な未遂者支援対応の研修会の実施、普及啓発ポスター作成等、自殺未遂者対策や相談支援体制を整備することができた。 ・研修会:1回 57人参加 ・地域連絡会議:1回 16人参加 ・ハイリスク地ネットワーク会議:1回 28人参加 ・ハイリスク地の巡回活動:月2回 ・強化月間の夜間パトロール:年2回	周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議1回、研修会1回を開催し、巡回パトロールを月2回継続実施する。	○	連絡会議を1回開催 研修会1回を開催 巡回パトロール年24日実施	1回 1回 24日	1回 1回 24日	1回 1回 24日	100.0% 100.0% 100.0%	A A A	ハイリスク地の自殺者数を、いかに減少させ、イメージを払拭させていくかが課題である。	引き続き、ネットワーク体制を推進し、相互の連携を図りながら自殺者数を減少させていく。	保健福祉事務所
(4) インターネット上の自殺関連情報対策の推進														
① インターネット上の自殺予告事案に対する迅速、適切な対応の実施														
	157 インターネット上の自殺予告事案への必要な措置	インターネット上における自殺予告事案を認知し、緊急に対処する必要がある場合には、人命保護の観点から、通信事業者等の協力を得て発信者を特定し、住所地を管轄する警察において人命救助等の措置をとります。	インターネット上における自殺予告事案を認知した際の、プロバイダ等の協力、他都道府県警察と連携を取り、自殺予告者の安否確認を実施した。									書き込み内容が「緊急避難」の要件を満たさない認められた場合は、プロバイダ等から、発信者の情報を得ることが困難な場合がある。	引き続き、プロバイダ等の協力、他都道府県警察と連携を取り、自殺予告者の安否確認を実施するなど、迅速適切な対応に努める。	人身安全対策課 サイバー犯罪捜査課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定			
(5) 介護者への支援の充実														
① 地域包括支援センター等と地域関係機関との協力体制の充実														
	158 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施	地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行います。	市町村による、地域包括支援センターでの総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の費用の一部を負担した。	地域包括支援センターの設置数(ランチ・サブセンターを含む)平成32年度までに381箇所(高齢福祉課計画による)	○	平成32年度までに381箇所	371箇所	377箇所	378箇所	99.7%	B	市町村による地域の実情に応じた多様なサービスを可能にするため、実施主体である市町村への支援が重要である。	引き続き、市町村への支援を継続していく。	高齢福祉課
	159 地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築	地域包括支援センターは、地域における見守り、保健・医療・福祉、権利擁護等についての関係機関や団体、ボランティア等の様々な活動との連携を図り、ネットワークの構築に取り組みます。 県は、県全体及び保健福祉事務所等圏域単位で多機関による「地域包括ケア会議」を開催し、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題の抽出やその対応等の検討を行い、市町村を支援します。	・地域ケア会議の開催回数 2,239回 ・専門職等派遣事業派遣人数 74人	地域ケア会議及び地域包括ケア会議の開催回数 平成32年度までに2,616回(高齢福祉課計画による)	○	平成32年度までに2,616回/年	2,469回	2,239回	2,543回	88.0%	B	個別ケースの検討から地域課題の抽出やネットワーク形成に向けて、地域ケア会議の機能を進化させていく必要がある。	専門職派遣事業を通して、地域ケア会議を支援していく。	高齢福祉課
② 家族介護支援等のための取組みの推進														
	160 家族介護支援事業	市町村では、地域の実情に応じて、要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識や技術の習得を図る「家族介護教室」の開催や、介護する家族へのヘルスチェックや健康相談、介護者同士の交流会の開催等を行う「家族介護継続支援事業」の実施により、家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減します。	市町村による、「家族介護教室」の開催や、介護する家族へのヘルスチェックや健康相談、「家族介護継続支援事業」の費用の一部を負担した。									家族介護支援事業は地域支援事業の任意事業に位置付けられており、今後、高齢化の進展に伴い、当該事業の重要性は更に高まることが予測されるため、実施主体である市町村への支援が重要である。	引き続き、家族介護支援事業を実施する市町村への支援を継続していく。	高齢福祉課
	161 「かながわ認知症コールセンター」の運営【再掲】	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。 また、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会等の取組みを行います。	「かながわ認知症コールセンター」を年間154日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間864件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。	「かながわ認知症コールセンター」で開設日(週3回)は休むことなく相談業務を行う。	○	毎年度約150日	148日	154日	153日	100.7%	A	コールセンターへの相談件数は年々増加傾向にあり、今後もコールセンターを適切に運営し、積極的に広報・周知を行うことで、必要とする人がサービスを利用できるよう、相談体制の充実を図る必要がある。	ホームページやリーフレット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を実施する。	高齢福祉課
(6) マスメディアへの働きかけ														
① 報道機関への「マスメディアのための手引き」の周知														
	162 こころいのちのサポート事業	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」の連携を通じ、報道機関に必要な情報を提供していきます。	平成30年度は、様々な関係や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を2回開催し、自殺対策にかかる必要な情報共有を通じて連携を図ったほか、「かながわ自殺対策計画」の進行管理方法にかかる協議を行い、今後の方向性を決定した。また、地域部会を3回開催し、特に市町村自殺対策計画策定に向けた支援など、市町村に対する適切な情報提供を行った。	自殺対策を多角的に検討し、総合的に推進するため、様々な関係機関や民間機関、行政機関で構成された会議を毎年度2回開催し、必要な情報共有を図る。	○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。	自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深めていく。	がん・疾病対策課
(7) 制度等の見直し														
① 自殺の要因となる制度等についての問題提起等														
	163 こころいのちのサポート事業【再掲】	自殺対策に係る情報共有、協議等のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を開催し、自殺の要因となる制度等について、必要に応じて問題提起を行い、検討及び提言を行います。	平成30年度は、様々な関係や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を2回開催し、自殺対策にかかる必要な情報共有を通じて連携を図ったほか、「かながわ自殺対策計画」の進行管理方法にかかる協議を行い、今後の方向性を決定した。また、地域部会を3回開催し、特に市町村自殺対策計画策定に向けた支援など、市町村に対する適切な情報提供を行った。	自殺対策を多角的に検討し、総合的に推進するため、様々な関係機関や民間機関、行政機関で構成された会議を毎年度2回開催し、必要な情報共有を図る。	○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。	自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深めていく。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度	判定			
10 自殺未遂者支援を進める														
(1) 救急医と精神科医との連携														
① 救急搬送された自殺未遂者の再企図防止に向けた救急医と精神科医の連携体制整備														
	164 自殺対策検討会の実施	保健福祉事務所・センターにおいて、各地域の一般医療機関と精神科医療機関の連携について、地域の実情に応じ、会議や研修を通じて課題の検討に取り組みます。	各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより、地域の連携を深めた。 ・平塚保健福祉事務所：3回 計54名参加 ・鎌倉保健福祉事務所：2回 計94名参加 ・小田原保健福祉事務所：1回 17名参加 ・平塚保健福祉事務所秦野センター：1回 41名参加 ・厚木保健福祉事務所大和センター：4回 55名参加 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター：3回 65名参加 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター：三浦市の自殺対策計画検討に係る打合せ会議2回実施、市主催会議2回出席	各保健福祉事務所・センター単位で、自殺対策に資する検討会を実施(厚木保健福祉事務所はハイリスク地ネットワーク会議を別途実施のため、対象から除く)	○	保健福祉事務所・センター(厚木除く)計7箇所すべてで毎年一度検討会を開催	7箇所	7箇所	7箇所	100.0%	A	地域における精神保健福祉に関わる諸課題の複雑・困難化に伴い、保健福祉事務所・センターの求められる業務が増大している中で、いかに自殺対策の取組みを進めていけるかという点が、全地域共通の課題である。	引き続き、各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより地域連携を深め、効率的効果的に自殺対策を進めていく。	保健福祉事務所・センター
	165 自殺未遂者支援事業	救命救急センター等に社会福祉士等の専門職を配置し、病院に搬送された精神的な問題を抱えた自殺未遂者及び家族に対して、関係機関と連携した支援を行います。	県内にある救命救急医療センター(東海大学医学部付属病院)に相談専門職(社会福祉士)を配置し、搬送された自殺未遂者に対して面接相談、地域との連携を図り、連絡調整会議・ケース検討会の開催、自殺未遂者への退院後のフォローを行う等、医療機関、警察、救急隊、行政機関と連携した支援体制の構築を進めた。 ・支援実施件数117件 ・連絡会議実施回数3回 ・電話フォロー率48.2%(53人)	自殺再企図防止のため、東海大学医学部付属病院に救急搬送された未遂者への退院後フォローとして、退院1か月後に電話フォローを行い、希死念慮の有無について再確認する。	○	電話フォロー率50%以上	32.3%	48.2%	36.0%	429.7%	A	・自殺未遂の起こるケースは様々で、継続的なフォローが必要な方に適切な支援が届くよう、地域につなげる必要があり、地域の関係機関との連携強化が求められる。	引き続き、自殺未遂者の再企図防止を図ることが出来るよう、地域の保健福祉事務所との役割を整理し、さらには医療機関を含めた関係機関との包括的な支援体制の構築を進める。	がん・疾病対策課
(2) 精神科救急医療体制の充実														
① 症状に応じた迅速で適切な医療が身近な場所で受けられる体制の充実														
	166 精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	・精神保健福祉法第22条～27条に基づく申請・通報件数は2,203件であり、うち1,270件が措置診察へつながった。 ・精神科救急医療相談窓口への相談件数は8,921件であり、うち461件において受診・入院のための医療機関を紹介した。 ・湘南鎌倉総合病院における精神科特例病床の整備について、医療課と連携し、進めていった。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	6施設	100.0%	A	調整は行っているものの、依然として、横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備できていない。	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設の整備に向け、調整を進めていく。	がん・疾病対策課
(3) 自殺未遂者のケア等の研修														
① 精神科医療従事者等への自殺未遂者支援研修の実施														
	167 自殺未遂者支援研修の実施	精神科医療機関等の関係機関や行政機関の職員を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催します。	自殺対策基礎研修2(自殺未遂者支援研修)参加者84名。救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教職員等の幅広い職種で支援者が参加した。	研修参加者累計 400人	○	研修参加者80人×5年＝累計400人	0人	84人	80人	105.0%	A	救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方や関わる可能性のある方を対象に自殺未遂者支援についての基本的な知識や対応方法等の理解を深めるための機会が必要である。	救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方や関わる可能性のある方を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催する。	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定
(4) 自殺未遂者の相談支援体制の充実														
① 自殺未遂者に関わる職員への研修の実施														
	168 自殺未遂者支援研修の実施【再掲】	行政機関や関係機関の職員等の支援者を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法や各機関が実施できる支援について考える機会とするを目的に、研修会を開催します。	自殺対策基礎研修2(自殺未遂者支援研修)参加者84名。救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教職員等の幅広い職種の支援者が参加した。	研修参加者累計 400人	○	研修参加者 80人×5年＝ 累計400人	0人	84人	80人	105.0%	A	救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方々や関わる可能性のある方を対象に自殺未遂者支援についての基本的な知識や対応方法等の理解を深めるための機会が必要である。	救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方々や関わる可能性のある方を対象に自殺未遂者支援についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催する。	精神保健福祉センター
② 身近な人の見守りを支援し、継続的な支援を行う地域ネットワーク体制の整備														
	169 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成29年度:相談13,614件、訪問指導3,475件(延件数) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。	/								入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
	170 ベッドサイド法律相談	県は、法律専門家である司法書士が入院先に赴き、自殺未遂による救急搬送先の医療機関の理解を得て、未遂者本人及び家族等の相談を実施する「ベッドサイド法律相談」に対して支援を行います。	2次保健医療圏3圏域の協力医療機関で実施。(相談6件、事業説明4件。)	2次保健医療圏9圏域すべての協力医療機関で実施	○	9圏域で実施	2圏域	3圏域	3圏域	100.0%	A	自殺に至る要因は様々な問題が複合的に絡み合っているといわれており、救急搬送された自殺未遂者のうち、原因が法律問題である場合には、早い段階から問題解決へ向けて、入院中から法律専門家による生活相談を行うことが重要である。	法律専門家である司法書士が入院先に赴き、自殺未遂による救急搬送先の医療機関の理解を得て、自殺未遂者本人及び家族等の相談を実施する「ベッドサイド法律相談」に対して支援を行う。事業周知を進め、協力を得られる医療機関の確保と拡大を目指す。	精神保健福祉センター
11 遺された人への支援を進める														
(1) 遺族のための集いの機会の提供及び自助グループへの支援														
① 遺族のための集いの開催や自助グループへの支援														
	171 自死遺族の集いの開催	県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、全国自死遺族総合支援センター等の民間団体との情報共有、連携を強化します。大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取組みを進めます。	年6回開催 毎回参加者にアンケートを実施し再度参加を希望する者の割合を90%以上を得ることができた。	再度参加を希望する者の割合を90%	○	再度参加希望90%	80.0%	90.0%	90.0%	100.0%	A	同じ体験をした方同士が、相互に安心して体験を語れる場の提供を安定的に、継続して行うことが必要	同じ体験をした方同士が、相互に安心して体験を語れる場の提供を安定的に、継続実施	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値÷(B)計画当初時点÷(D)達成目安×(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値÷(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

大柱－中柱－項目	構成施策事業		実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定	
(2) 遺族を対象とした相談体制の充実																
① 遺族が相談しやすい相談支援体制の充実																
	172 自死遺族相談	「自死遺族電話相談」(毎週水曜日・木曜日 13時30分～16時30分)を専用回線で実施します。また、必要な方には、「自死遺族面接相談」(月曜日～金曜日 9時～17時※祝日を除く)を実施し、より質の高い相談支援が提供できるよう取り組みます。	自死遺族が心理的に孤立しないように、「自死遺族電話相談」を週2回、専用回線で実施し、話を傾聴することで、相談者の思いに寄り添っています。電話相談は、匿名性が保たれており、相談者の話しやすい環境からつながらせるため、安心して思いを語れる場の提供をしています。自死遺族の持つ複雑な思いを周囲の人が受け止めることはとても難しいため、必要な方には「自死遺族面接相談」を実施しています。	自死遺族相談は、定期的に開設することで、相談者が安心して相談できる場(電話相談・対面相談)を提供することが目標としているため、安定的な実施体制を目標とする。			○	自死遺族電話相談 週2回	週2回	週2回	週2回	100.0%	A	自死遺族は、自身の複雑な思いを話すことができない場合があるため、自死遺族が心理的に孤立しないように、自死遺族の思いを受け止める電話相談を継続して実施し、必要に応じて自死遺族への相談機関等の情報提供が必要である。	継続実施	精神保健福祉センター
(3) 学校、職場での事後対応の促進																
① 学校、職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周囲に対する心理的ケアの提供																
	173 コンサルテーション事業	精神保健福祉センターにおいて、保健福祉事務所等関係機関における複雑困難な事例の対応について、医師、福祉職、保健師を関係機関等に派遣して必要な助言を行います。	県域の精神科病院内で発生した3件の自殺事例について、コンサルテーション事業として医師、福祉職、保健師を派遣し病院職員の心理的ケアを行った。											学校や職場での事例の発生に伴い、依頼に応じて派遣をするため、さらなる周知が求められる。	コンサルテーション事業の周知を引き続き行い、事例発生時には速やかに対応する。	精神保健福祉センター
	174 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、こころの病気等について電話や来所による相談、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成29年度:相談13,614件、訪問指導3,475件(延件数) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。											入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
	175 公立学校への緊急支援チームの派遣	県立学校及び県内市町村立学校(政令指定都市を除く)からの要請に応じて、スクールカウンセラースーパーバイザーや県教育委員会指導主事等から構成される緊急支援チームを派遣し、事案の収束に向けての各学校における組織的な対応の道筋を示し、児童・生徒のこころのケアを行います。	公立学校18校に28チーム、延べ29人の臨床心理士を派遣し、事件・事故等学校における緊急事案の早期解決を図り、同時に、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア体制の充実を図ることができた。											公立学校において緊急事案は引き続き発生しており、学校だけでは対応が極めて困難である。	今後も学校緊急支援チームによる支援が必要である。	学校支援課
(4) 遺族への関連情報の提供の推進																
① 遺族のための相談窓口一覧や民間団体の相談先を掲載したリーフレットの配布、周知																
	176 リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自死遺族支援の情報提供に関するリーフレット及びチラシを作成するとともに、周知先や周知方法等の工夫を図り、一人でも多くの自死遺族に必要な情報が伝わるよう取り組みます。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、自殺対策街頭キャンペーンで3,000部配布し、県民への普及啓発を行った。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。			○	毎年度3,000部配布	3000部	3000部	3000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また、自殺の危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要のため、今後も普及啓発をしていく。特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取り組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図る。	精神保健福祉センター



「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

<進捗状況欄の補足事項>  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなじまないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or 進捗度				判定	
12 関係機関・民間団体との連携強化															
(1) 地域における連携体制の強化															
① 地域における公的機関、関係機関、民間機関、ボランティア団体との連携体制の強化															
	177	こころといのちのサポート事業【再掲】	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を開催します。	平成30年度は、様々な関係や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を2回開催し、自殺対策にかかる必要な情報共有を通じて連携を図ったほか、「かながわ自殺対策計画」の進行管理方法にかかる協議を行い、今後の方向性を決定した。また、地域部会を3回開催し、特に市町村自殺対策計画策定に向けた支援など、市町村に対する適切な情報提供を行った。	自殺対策を多角的に検討し、総合的に推進するため、様々な関係機関や民間機関、行政機関で構成された会議を毎年度2回開催し、必要な情報共有を図る。	○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。	自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深めていく。	がん・疾病対策課
	178	自殺対策検討会の実施【再掲】	地域の実情に応じた施策を実施するために、保健福祉事務所・センターで検討会を開催し、地域の実態に応じた自殺対策の検討を行います。	各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより、地域の連携を深めた。 ・平塚保健福祉事務所：3回 計54名参加 ・鎌倉保健福祉事務所：2回 計94名参加 ・小田原保健福祉事務所：1回 17名参加 ・平塚保健福祉事務所案野センター：1回 41名参加 ・厚木保健福祉事務所大和センター：4回 55名参加 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター：3回 65名参加 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター：三浦市の自殺対策計画検討に係る打合せ会議2回実施、市主催会議2回出席	各保健福祉事務所・センター単位で、自殺対策に資する検討会を実施(厚木保健福祉事務所はハイリスク地ネットワーク会議を別途実施のため、対象から除く)	○	保健福祉事務所・センター(厚木除く)計7箇所すべてで毎年度検討会を開催	7箇所	7箇所	7箇所	100.0%	A	地域における精神保健福祉に関わる諸課題の複雑・困難化に伴い、保健福祉事務所・センターの求められる業務が増大している中で、いかに自殺対策の取組みを進めていけるかという点が、全地域共通の課題である。	引き続き、各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより地域連携を深め、効率的効果的に自殺対策を進めていく。	保健福祉事務所・センター
	179	障がい者虐待防止対策	障害者権利擁護センターの運営を特定非営利活動法人神奈川県障害者自立生活支援センターに委託し、通報や届出の受理、相談、普及啓発のための研修会の開催等を行います。障害者権利擁護センターが受理した通報・相談への対応・助言等について、適宜弁護士から法的助言を受け、権利擁護センターの法的専門性を確保します。市町村や障害者福祉施設等における障がい者虐待防止や権利擁護の推進に寄与する人材を養成するための研修を開催します。	通報、届出等件数：33件 普及啓発のための研修会：平成31年2月25日(月)13時から15時 78名出席 弁護士からの助言：平成30年7月3日(火)、平成31年1月15日(火)、平成31年3月28日(木)【全3回】 神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修：平成30年11月19日(月)から21日(水)【3日間】	研修受講者数 100人／年	○	受講者数 100人／年	100人	91人	100人	91.0%	B	・委託先は障害当事者団体であり、法で定める3つの虐待に限らず様々な相談が寄せられるが、本来の役割である使用者による障害者虐待の通報受付件数が少なくなっている。 ・使用者虐待では、被害者が就労の継続を最優先にしたなどの意向を持っていることが多く、通報や相談に至らないケースがあることが推察される。	・使用者虐待の通報義務や通報先について、関係者に改めて周知を図る必要がある。 ・虐待防止法の見直し検討が今後行われる際には、使用者虐待における通報や相談に至らない等の問題点について国に提起する必要がある。	障害福祉課
(2) 民間団体との連携体制の強化															
① 人材育成に関する相互協力及び民間団体が行う先駆的な自殺対策の支援															
	180	民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援	民間団体(横浜いのちの電話)の電話相談支援事業に対する補助を行い、電話相談員が熟練の相談員に指導を受けて(スーパービジョン)、資質を向上させるための支援を行っています。また、活動や相談員募集に関する広報等の協力を行っています。	精神的危機に直面している人々を主に電話を通じ、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるように支援するために、相談員の質の向上を図ること、365時間24時間の電話相談を継続すべく、新たに相談員の養成を行う。前者を実現するために、継続相談員170名を対象にスーパービジョンを(一人一回必修)実施。後者の向けには、広報広告を通じ応募して下さった相談ボランティア応募者を対象に一年かけ養成講座を実施した。	スーパービジョン相談育成養成数 累計1,400人(平成27年度末～平成34年度末)	○	1400人	350人	690人	700人	97.1%	B	いのちの電話の相談員数は年々減少傾向にあり、相談員の質の向上に努めることに加え、電話相談員向け説明会等の一層の周知に注力する必要がある。	今年度同様、登録電話相談員175名(2019年4月1日現在)が、臨床心理士などの専門職の7名によるスーパービジョン(2時間制)を受講し、スーパーバイザーによる評価・指導を通じて、電話相談技術および心構えの習得に努める。	がん・疾病対策課
	181	電話相談関係機関業務研修会の開催	地域で電話相談を実施している関係機関や電話相談及び相談業務を行っている相談者が、電話相談の基本的姿勢等を学び、さらに相談者の資質の向上を図るため、電話相談員研修の開催に取り組みます。	平成31年2月22日(金)場所：当所2階視聴覚室参加者：48名	電話相談及び相談業務を行っている相談者の資質向上を図ることを目的として電話相談員研修を実施し、平成30年度から34年度間で、受講者数250名以上とする。	○	受講者数累計250人	0人	48人	50人	96.0%	B	電話相談員向けの研修を行える講師の開拓。	引き続き電話相談員研修を開催していく。	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【平成30年度分】

＜進捗状況欄の補足事項＞  
 【斜線・網掛けの項目】数値目標の設定がなされないため、「自己評価」により状況把握を行う事業。  
 【進捗率】「(C)直近値－(B)計画当初時点／(D)達成目安－(B)計画当初時点」により、実績の伸び率を示す。  
 【進捗度】「(C)直近値／(D)達成目安」により、その時点の実績の割合を示す。  
 【判定】計画目標または独自目標の設定が可能な事業について、進捗率または進捗度の結果によりA～E(A=100%、B=70%以上100%未満、C=50%以上70%未満、D=20%以上50%未満、E=20%未満)の5段階により機械的に算出したもの。

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計 画	独 自	目 標 (A)	計 画 当 初 時 点 (B)	直 近 値 (C)	達 成 目 安 (D)	進 捗 率 or 進 捗 度			
	② 自死遺族の集いの開催やグループ支援等の取組みの連携、推進													
	182 自死遺族の集いの開催【再掲】	県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、全国自死遺族総合支援センター等の民間団体との情報共有、連携を強化します。大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取組みを進めます。	年6回開催 毎回参加者にアンケートを実施し再度参加を希望する者の割合を90%以上を得ることができた。	再度参加を希望する者の割合を90%	○	再度参加希望90%	80.0%	90.0%	90.0%	100.0%	A	同じ体験をした方同士が、相互に安心して体験を語る場の提供を安定的に、継続して行うことが必要	同じ体験をした方同士が、相互に安心して体験を語る場の提供を安定的に、継続実施	精神保健福祉センター